

キヤノン
グリーン調達基準書



Green

Canon

第8.0版
2011年7月

キヤノン

グリーン調達基準書

目次

1.	目的	2
2.	適用範囲	2
3.	用語の説明	2
4.	「製造環境影響物質」と「製品環境影響物質」	4
5.	キヤノングリーン調達基準の要求事項の考え方	5
6.	お取り引き開始までの進め方	6
7.	要求事項	7
8.	要求事項の解説	11
9.	キヤノンの評価	13
10.	情報の取り扱い	18
11.	改訂に伴う取り扱い	18
12.	適用開始日	18
添付資料1	製造環境影響物質リスト	23
添付資料2	製品環境影響物質リスト	41

キヤノン

グリーン調達基準書

1. 目的

キヤノングループ（以下「キヤノン」という）は、「共生」の理念のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環として必要な資源の調達・購入に際しては、より環境負荷の少ない材料・部品・製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。キヤノンは、お取引先と共に「資源生産性の最大化」を積極的に推進し、地球環境保全を図ってまいります。そのための要求事項を本基準書にまとめました。

2. 適用範囲

キヤノン製品とOEM製品およびそれらの包装を構成する次の物品に適用します。

①製品

- (1) 部品、ユニット
- (2) 材料
- (3) 製品本体と同梱または共に使用される付属品
ただし、キヤノンの販売会社においては次の付属品を含みます。
 - (a) キヤノン製品に同梱する定番商品
 - (b) キヤノン製品に価値を付加する製造委託品
 - (c) キヤノン製品に物理的に接続する標準商品
- (4) 消耗品・マニュアル類・添付書類等
- (5) 接着剤、潤滑剤、層別用ペイント等、製品に使用される補材

②包装

包装には、キヤノンに納入する部品・材料の包み込み、保護、および配送に用いる包装を含みます。ただし、現時点でキヤノンの拠点で廃棄されること等が明らかであり、弊社納入拠点ごとに合意した場合、包装に関しては当面適用除外とします。

- (1) 包装材料、ツイスト結束材
- (2) 接着剤、層別用ペイント、印刷用インク等、包装に使用される補材

3. 用語の説明

①事業活動の環境負荷

エネルギーの使用、化学物質の使用、水の使用、廃棄物の排出等、事業上で環境に与える影響を指します。

②環境関連法規制

大気・水質・土壌汚染防止等に係る環境保全上定められた法規制、地域の条例、協定等を指します。

③製造環境影響物質

キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用している化学物質で、「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）に取り上げた化学物質のことを指し、次の3つに分類しています。

- (1) 使用禁止物質：使用を禁止する化学物質
- (2) 削減対象物質：使用の削減を要する化学物質
- (3) 管理対象物質：使用有無、使用量の把握を必要とする化学物質

④土壌・地下水汚染防止対策

土壌・地下水汚染を未然に防止する対策を指します。

例1：化学物質の保管・使用場所の受皿、ライニング、防液堤、ウエス、マットの設置

例2：施設・使用・保管場所の点検

⑤製品環境影響物質

キャノンに納入する物品に含有される化学物質で、「製品環境影響物質リスト」（添付資料2）に取り上げた化学物質を指し、次の3つに分類しています。

(1) 使用禁止物質：物品への含有を禁止する化学物質

(2) 使用制限物質：物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質

(3) 含有管理物質：物品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

⑥サブスタンス／S u b s t a n c e（化学物質）

元素単体および化合物であって、天然に存在する、または生産工程から得られるものを指します。これらの安定性を維持するために必要な添加剤、および使用した工程から生じる不純物を含みます。ただし、単一の化学物質の安定性、または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除きます。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

⑦プレパレーション／P r e p a r a t i o n（調剤）^注

2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたものを指します。

例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、合金等

注）「プレパレーション」は、2009年1月20日に発効された「化学品の分類、表示、包装に関するEU規則」（CLP規則）に基づき、今後は「混合物／M i x t u r e」に変更される予定です。

⑧アーティクル／A r t i c l e（成形品）

その化学組成が果たすよりも大きな程度に、その最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられたものを指します。

例：パソコンのキーボードやパソコン本体等成形された物体

⑨JGPファイル

JGPSSIが定めた、共通化されたグリーン調達調査回答用に用いた電子ファイルであるJGPフォーマットの様式を指します。

（⑥⑦⑧⑨の定義はJGPSSI「製品含有化学物質管理ガイドライン」より引用）

⑩含有

化学物質が、製品を構成する部品／材料に本来含まれることを指します。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また製造プロセスに起因する場合も含みます。

⑪意図的添加

特定の機能／外観、または品質の維持／向上などに関する何らかの性能の発現を目的として、製品を構成する部品／材料に化学物質を使用することを指します。

⑫不純物

天然素材中に含有され、商用材料として精製される過程で、現在の工業技術水準で除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた副生成物および触媒残渣など、現在の工業技術水準で除去しきれない物質であって、最終製品形態に何らかの性能発現を目的に意図して添加されたもの以外の化学物質を指します。

主原料と区別するために「不純物」と呼称されるものであっても、意図的に添加される場合には、本基準書では「不純物」として扱いません。

【現在の工業技術水準で除去しきれない物質例】

- ・ 鉛フリーはんだ中の鉛
 - ・ スズめっき中に含有される鉛
 - ・ めっき処理後のめっき層の中の化学ニッケルめっき（KNめっき）工程で使用するめっき液の老化防止剤（酢酸鉛などの鉛化合物）に起因する鉛
 - ・ 合成樹脂材料中の除去しきれないモノマー成分
- 【「不純物」と呼称されるが、特定の機能発現を目的としており、本基準書では不純物として扱わない例】
- ・ シリコン基板中にドーパントとして使用されるヒ素類、アンチモン類など

⑬対象範囲

本基準書で規定する使用禁止物質、使用制限物質および含有管理物質に関して、それらの適用対象となる濃度、用途、使用等をいいます。

なお濃度は、以下の算出式に従います。

$$(\text{濃度}) = (\text{対象化学物質の含有質量}) \div (\text{対象化学物質を含有する部位の質量})$$

注記1. 濃度の分母となる「対象化学物質を含有する部位」は、適用される法律により異なります。対象範囲に、「均質材料中」「部品中」「包装材品目中」のように分母を明記しますので、それを上記の式に当てはめて濃度を算出してください。なお、「部品中」「包装材品目中」と記載される場合、対象化学物質を含有する部品中または包装材品目中の濃度を計算します。

注記2.濃度について

均質材料とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。

注記3.濃度の単位について

濃度の単位には多くの場合ppmが使用されます。ppmは“parts per million”の意であり「100万分の1」を表します。本基準書の記載では重量比率を表し、1ppm=1mg/kgです。それ以外の単位を使用する場合には、対象範囲に別途明記します。

注記4.「金属換算値」について

「対象範囲」で適用される含有量、濃度が金属換算値で指定されている場合、金属化合物に換算係数を乗じた換算値で、含有量、濃度を計算してください。

⑭除外対象項目

本基準書で規定する使用禁止物質、使用制限物質および含有管理物質の対象範囲から除かれる特定の用途、物質等を定めた項目を指します。

⑮JIG

含有化学物質情報開示の業界ガイドラインである、ジョイント・インダストリー・ガイドラインの略語です。全米家電協会（CEA）、DIGITALEUROPEおよびグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が共同で制定・改訂しています。

JIG-101は「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示のジョイント・インダストリー・ガイドライン（Joint Industry Guide - Material Composition Declaration for Electrotechnical Products）」を、JIG-201は「電気・電子機器製品用の包装材に関する含有化学物質情報開示のジョイント・インダストリー・ガイドライン（Joint Industry Guide - Material Composition Declaration for Packaging of Electrotechnical Products）」（本基準書発行時点では未公開）を指します。

4. 「製造環境影響物質」と「製品環境影響物質」

キヤノンでは、添付資料1に製造環境影響物質の管理基準を定め、添付資料2に製品環境影響物質

の管理基準を定めています。

①製造環境影響物質

(1) 使用禁止物質

「1 A使用禁止物質」は、キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程での使用を禁止しています。

(2) 削減対象物質

「1 B削減対象物質」は、キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程での使用の削減が必要です。

(3) 管理対象物質

「1 C管理対象物質」は、キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用する化学物質について、使用有無、使用量の把握が必要です。

②製品環境影響物質

「製品環境影響物質リスト」における「製品編」の化学物質はJ I G-1 0 1、「包装編」の化学物質はJ I G-2 0 1（本基準書発行時点では未公開）の「J I G報告すべき物質リスト」に記載される化学物質、および法規制動向または社会動向によりキヤノンが独自に追加した物質です。

(1) 使用禁止物質

「2 A使用禁止物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、キヤノンに納入する製品への閾値（対象範囲）を超える含有を禁止しています。

「3 A包装に対する使用禁止物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、キヤノンに納入する包装への閾値（対象範囲）を超える含有を禁止しています。なお、除外対象項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

(2) 使用制限物質

「2 B使用制限物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、リスト中に定められた期限以降のキヤノンに納入する製品への閾値（対象範囲）を超える含有を禁止しています。

「3 B包装に対する使用制限物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、リスト中に定められた期限以降のキヤノンに納入する包装への閾値（対象範囲）を超える含有を禁止しています。

なお、除外対象項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

(3) 含有管理物質

「2 C含有管理物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、キヤノンに納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握が必要です。

「3 C包装に対する含有管理物質」は、リスト中で除外対象項目を定めている場合はそれを除き、キヤノンに納入する包装への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握が必要です。

なお、含有管理物質は、キヤノンに納入する物品への含有を禁止または制限していません。

5. キヤノン グリーン調達基準の要求事項の考え方

環境保全活動を進めるには、次のA～Dの4つの枠組みが有効に機能していることが必要と考えています。

A：事業活動の環境マネジメントシステム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していること。

B：事業活動のパフォーマンス

環境マネジメントシステムを構築・運用した結果、環境関連法規制およびその他の適用可能な法

的要求事項の遵守、使用禁止物質の不含有、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していること。

C：製品含有化学物質管理（物品の環境管理システム）

キャノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していること。

D：物品のパフォーマンス

キャノンに納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

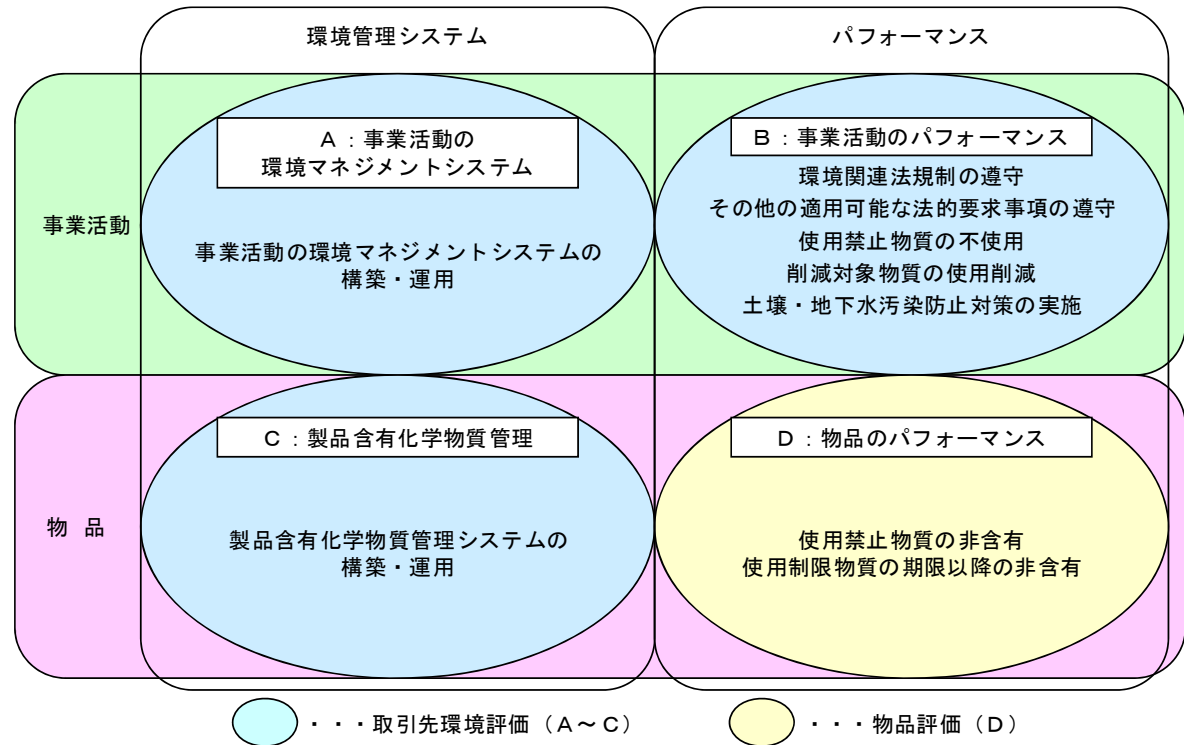


図1：4つの枠組み

6. お取引先開始までの進め方

お取引先は、本基準書の「要求事項」（7～11ページを参照）に基づき、事業活動の環境マネジメントシステムと製品含有化学物質管理システムを構築・運用し、パフォーマンスを達成してください。

①お取引先に対する評価（図1のA～C）

- (1) キャノンは、「取引先環境評価」（13ページを参照）に基づき、お取引先に自己評価結果のご提出を依頼します。
- (2) お取引先は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、その結果をキャノンにご提出ください。
- (3) キャノンは、ご提出いただいた自己評価結果を基に評価・判定し、「要求事項」を満たしているお取引先とお取引引きします。

②物品に対する評価（図1のD）

- (1) お取引先は、キャノンに納入する物品の製品環境影響物質情報を調査してください。
- (2) キャノンは、「物品評価」（16ページを参照）に基づき、キャノンに納入される物品に関する製品環境影響物質情報のご提出をお取引先に依頼します。

- (3) お取引先は、調査結果をご提出ください。
- (4) キヤノンは、ご提出いただいた調査結果を基に判定し、「要求事項」を満たしている物品のみ購入します。

7. 要求事項

【事業活動に関する要求事項】

A：事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

I 環境マネジメントシステムの構築

次を行うための責任と手順を定め文書化していること。

1. 方針

- ・ 環境マネジメント活動に関する方針の作成
- ・ 組織で働くまたは組織のために働く人への周知

2. 計画策定

2.1 環境側面（現状調査）

- ・ 事業活動の環境負荷の調査
- ・ 環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の調査
- ・ 製造環境影響物質の調査
- ・ 土壌・地下水汚染防止対策の調査

2.2 目標と実施計画の策定

- ・ 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷を低減するための目標と実施計画の策定

3. 運用管理

- ・ 環境マネジメントシステムの管理責任者の設定
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の作成
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の周知

4. パフォーマンスの評価および改善

- ・ 実施計画の進捗状況、目標の達成状況、環境マネジメントシステムの充足状況の評価および経営層への報告

5. マネジメントレビュー

- ・ トップマネジメントを含めたパフォーマンスの評価、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守の確認と問題点の解決
- ・ 上記を「1. 方針」、「2.2 目標と実施計画の策定」へ反映

II 環境マネジメントシステムの運用

前出の要求事項（I 環境マネジメントシステムの構築）で定めた責任と手順にしたがい、活動を行っていること。

活動の結果は記録し、その記録を残していること。

B：事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

1. 法規制の遵守
 - ・ 環境関連法規制を遵守していること。
 - ・ その他の適用可能な法的要求事項を遵守していること。
2. 製造環境影響物質の管理
 - 2.1 使用禁止物質
 - ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）で定める、“1 A使用禁止物質”を使用していないこと。（注）
 - 2.2 削減対象物質
 - ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）で定める、“1 B削減対象物質”の使用を削減していること。
3. 土壌・地下水汚染防止対策

化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じていること。

（注）ただし、「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）の1 A使用禁止物質は、原則、使用を禁止していますが、各国、地域の規制で使用が禁止されていない場合、かつ技術的な理由で代替が困難な場合はキヤノンにご連絡ください。

【物品に関する要求事項】

C：製品含有化学物質管理に関する要求事項

JGPSSIが発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」（以下「製品含有化学物質管理ガイドライン」という）の実施項目と実施内容を満たした取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それにしたがって活動を行っていること。

本要求事項における管理対象物質は「製品環境影響物質リスト」（添付資料2）の物質を含めることを必須とします。

≪「製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版）」の実施項目と実施内容≫

1. 方針
 - ・ 製品含有化学物質管理に取り組むことを表明していること。
2. 計画策定
 - 2.1 管理基準の明確化
 - ・ 製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。
 - 2.2 管理範囲の明確化
 - ・ 製品含有化学物質の管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部材」、「工程」、「製品」等を明確にすること。
 - 2.3 目標の策定及び運営プロセスの計画
 - ・ 製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。
 - 2.4 組織体制、責任と権限の明確化
 - ・ 製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にしていること。

3. 実施及び運営

3.1 設計・開発

3.1.1 サブスタンス／プレパレーションの製造における設計

- ・ サブスタンス／プレパレーションを製造する場合、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品及びその製造工程を設計していること。必要な場合、購入品の仕様を指定していること。

3.1.2 サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計

- ・ サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造する場合、原材料に含有される化学物質情報を確認していること。工程において含有化学物質の濃度や種類が変化する可能性がある場合には、その変化を把握すること。その上で、製品としての管理基準への適合を確認していること。

3.1.3 アーティクルを用いたアーティクル製造における設計

- ・ アーティクルから新たなアーティクルを製造する場合、パーツ等のアーティクルに含有される化学物質情報を確認し、製品としての管理基準への適合を確認していること。

3.2 購買管理

3.2.1 含有化学物質情報入手・確認

- ・ 購入品の含有化学物質情報（IN 情報）を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。

3.2.2 サプライヤの管理状況の確認

- ・ 新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応じて設定してもよい。

3.3 受入確認

- ・ 受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。確認の対象、基準、方法、頻度等は、購入品のリスクのレベルに応じた方法を選択してもよい。

3.4 工程管理

3.4.1 誤使用・混入・汚染防止

- ・ 管理対象とする化学物質の誤使用・混入・汚染防止策を実施していること。

3.4.2 反応工程の適切な管理

- ・ 組成変化と濃度変化によって管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成しないように管理していること。

3.4.3 生産委託先の管理

- ・ 生産委託先の管理を適切に行っていること。

3.5 出荷時の確認

- ・ 受け入れ時及び工程中に実施することを含めて、規定された確認事項が全て実施されたことを確認してから、製品を出荷していること。

3.6 トレーサビリティ

- ・ 製品のトレーサビリティを確実にしていること。

3.7 変更管理

- ・ 製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定め、以下の内容を明確にしていること。
 - (1) 製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素
購入先の変更・追加、購入品の変更、工程の変更等（製造条件、生産設備、型・治工具等、自社内だけでなく、サプライヤ、生産委託先等における変更を含む）
 - (2) 社内外の処理手順
確認内容、確認手段、承認プロセス等
 - (3) 社内外への情報伝達方法
変更の記録、通知、識別情報等

3.8 不適合時の対応

- ・ 不適合品発生時の対応処置（応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等）のルールを定めていること。

4. 人的資源及び文書・情報の管理

4.1 教育・訓練

- ・ 製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練の内容、対象者等を特定・実施していること。

4.2 文書及び記録の管理

- ・ 製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。

4.3 コミュニケーション（情報提供）

- ・ 供給先に対し、製品の含有化学物質情報（OUT 情報）を適切に提供していること。製品含有化学物質管理体制についての問合せについても適切に対応していること。

5. パフォーマンス（実施状況）の評価及び改善

- ・ 製品含有化学物質管理の状況について、内部監査等によって定期的に確認し、改善の必要な事項については、改善を実施していること。確認した結果は、経営者等に報告すること。

6. マネジメントレビュー（経営者による見直し）

- ・ 経営者が、内部監査等の結果、不具合発生状況等を受け、課題事項がある場合は、次期目標に反映する等、改善を実施していること。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は J G P S S I ホームページを参照してください。

<http://www.jgpssi.jp/>

D：物品のパフォーマンスに関する要求事項

1. 製品環境影響物質の管理

1.1 使用禁止物質

- ・ キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」（添付資料2）で定める、“2 A / 3 A 使用禁止物質”が含有されないこと。

1.2 使用制限物質

- ・ キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」（添付資料2）で定める、“2 B / 3 B 使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

2. 環境情報に関わる次の化学物質について、物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入する物品に当該化学物質が含有されないこと。

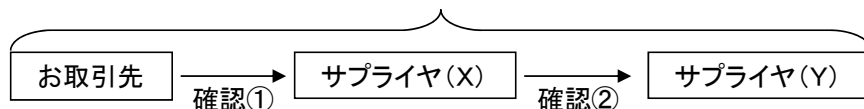
- ・ 環境ラベル対象物質（添付資料2 “2 D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質”）
- ・ 顧客要求等への対応が必要な化学物質
- ・ 法規制等と社会動向により追加する化学物質

8. 要求事項の解説

①事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

- (1) 環境マネジメントシステムの「構築」とは、方針の策定、環境側面の特定等を誰が、どのように実施するか、「責任」と「手順」を文書化していることを指します。「運用」とは、決められた責任と手順にしたがい実施し、記録することを指します。また、「責任」とは、責任者または委員会等の組織のことを指します。
- (2) お取引先が、すでにISO14001、エコアクション21等のシステムを構築・運用し、本基準書の「要求事項」を満たしている場合、新たにシステムを構築する必要はありません。
- (3) 地球環境保全活動を進めるために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤが事業活動の環境負荷低減に向けて、環境マネジメントシステムを構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先（商社の場合も含む）がサプライヤ（X）を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤ（X）に対し環境マネジメントシステムを要求し、確認する必要があります（要求事項AとB）。サプライヤ（X）の確認には、さらに上流のサプライヤ（Y）に対する環境マネジメントシステムの管理状況を確認することも含んでいます。

事業活動の環境マネジメントシステムの構築・運用



お取引先のサプライヤの管理状況の確認内容

- ・ サプライヤ(X)の事業活動の環境マネジメントシステムの確認①
- ・ サプライヤ(X)による、サプライヤ(Y)の事業活動の環境マネジメントシステムの管理状況の確認②

②製品含有化学物質管理に関する要求事項

- (1) 「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じてキヤノンに納入する物品に含

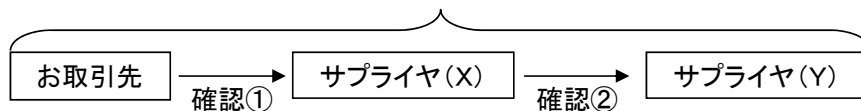
有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。お取引先が、お取引先のサプライヤから納入される物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含まれます。

- (2) 製品含有化学物質管理の実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版）」を参照してください。

「実施内容」は、異なる業種を考慮したサプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の取り組みにあたっては、「詳細説明／注意ポイント」の趣旨にしたがい、各社の状況に応じて具体的な内容に置き換えて対応してください。

- (3) 製品含有化学物質管理の単位は「組織」です。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指します。組織全体で実施項目に不足がないよう注意してください。
- (4) 製品の含有化学物質情報を確実にするために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤが製品含有化学物質管理を構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先（商社の場合も含む）がサプライヤ（X）を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤ（X）に対し製品含有化学物質管理を要求し、確認する必要があります（要求事項CとD）。サプライヤ（X）の確認には、さらに上流のサプライヤ（Y）に対する製品含有化学物質の管理状況を確認することも含んでいます。

製品含有化学物質管理システムの構築・運用



お取引先のサプライヤの管理状況の確認内容

- ・サプライヤ(X)の製品含有化学物質管理の確認①
- ・サプライヤ(X)による、サプライヤ(Y)の製品含有化学物質の管理状況の確認②

- (5) お取引先が、すでにISO14001、ISO9001等のシステムを構築し、運用している場合、既存のシステムを有効活用することを推奨します。

- (6) 製品環境影響物質以外に、環境ラベルを取得する製品を構成する物品に対しその環境ラベル基準により使用を禁止または制限されている化学物質、またキャノンのOEM先（顧客）から使用を禁止または制限を要求される化学物質があります。そのため、お取引先が物品調査で非含有と回答していただいた場合は、当該化学物質の非含有を維持していただく必要があります。また、該当する物品をキャノンに納入していただくお取引先には、当該化学物質の非含有を図面、納入仕様書等で指示する場合があります。

- ・ 環境ラベル対象物質の例：事務機製品が取得をすすめているブルーエンジェル（添付資料2「2D事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質」）
- ・ 顧客要求等への対応が必要な化学物質の例：LBP製品の使用部品（添付資料2「2E LBP使用部品（OEM仕様）の使用禁止物質」）

③キャノンへの連絡

- (1) サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前に提供してください。

- (2) サプライチェーンを通じて、次に該当する場合は速やかにキャノンにご連絡ください。

- ・ キャノンに納入する物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置をとることを命じられた場合または罰則を科せられた場合
- ・ キャノンに納入する物品が、「D：物品のパフォーマンスに関する要求事項」に適合し

ないことが判明した場合

9. キヤノンの評価

①取引先環境評価

(1) 取引先環境評価の手順

図1の「A：事業活動の環境マネジメントシステム」、「B：事業活動のパフォーマンス」、および「C：製品含有化学物質管理」に関する取引先環境評価の手順は、次のとおりです。（14ページの「図2 取引先環境評価フロー」参照）

- (a) キヤノンは、お取引先開始前に自己評価結果のご提出を依頼します。お取引先開始後は、少なくとも2年に1回以上ご提出を依頼します。
- (b) お取引先は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、結果を次のフォーマットでご提出ください。
 - ①自己評価票（フォーマット1）
 - ②現状調査票（フォーマット2）

「現状調査票」の内容を含む資料等をすでにお持ちの場合は、その資料を「現状調査票」に添付することも可能です。
 - ③「製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版） 実施項目一覧表兼チェックシート（キヤノン版）」（フォーマット3）
 - ④自己適合宣言書

「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき自己適合宣言書を発行している場合にご提出ください。
 - ⑤確認用資料

①から④の自己評価結果の他に、「事業活動の環境マネジメントシステム」と「製品含有化学物質管理システム」の構築・運用状況を確認できる資料のご提出を依頼する場合があります。
- (c) キヤノンは、ご提出いただいた自己評価結果を基に、図1の「A：事業活動の環境マネジメントシステム」、「B：事業活動のパフォーマンス」および「C：製品含有化学物質管理」の要求事項が満たされていることを評価し、判定します。
- (d) キヤノンが評価した結果をお取引先に通知します。
- (e) キヤノンは、本基準書の要求事項を満たしているお取引先とお取引引きします。

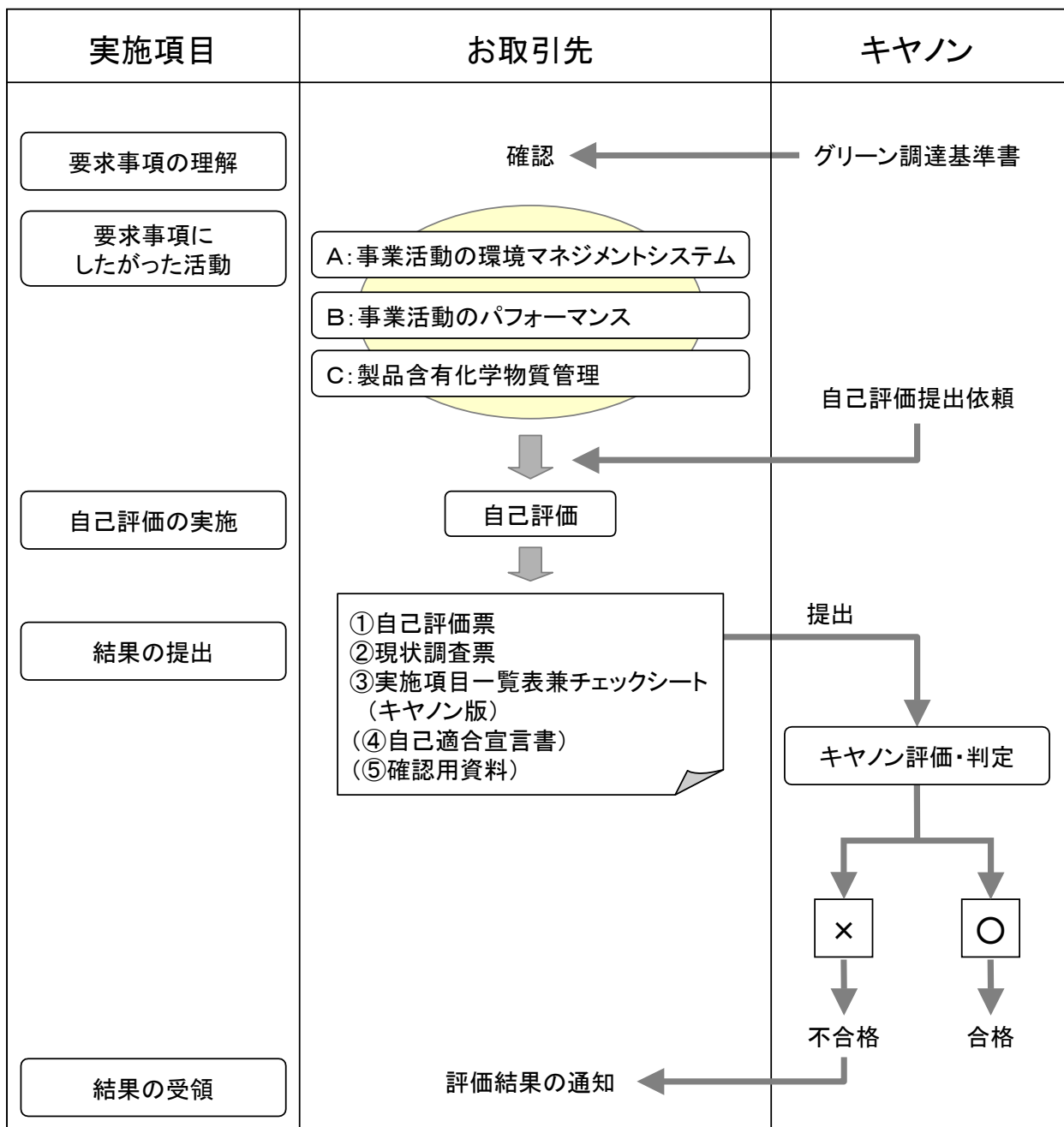


図 2 : 取引先環境評価フロー

(2) 「自己評価」の対象

(a) 対象となる会社

次のいずれかに該当する会社が対象となります。

① お取引先（キヤノンと直接お取引しているお取引先）

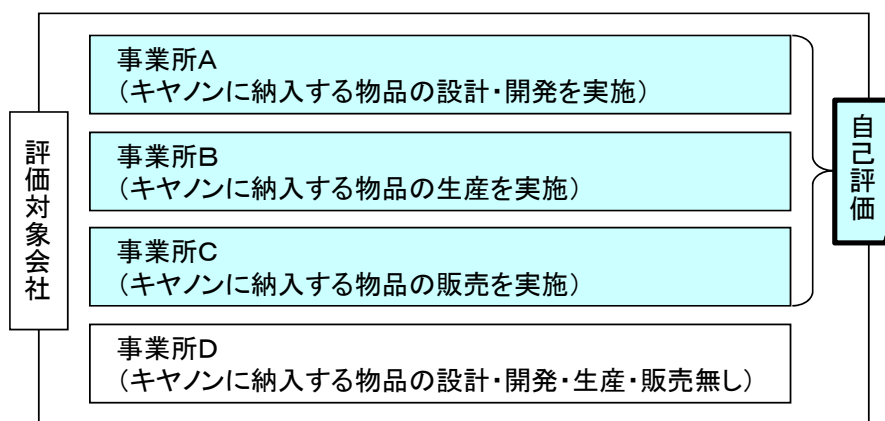
なお、お取引先が商社で、現時点でお取引先が本基準書に基づく購買管理ができていない場合は、サプライヤの管理状況の確認に関し、お取引先の責任のもと、当面キヤノンが協力し、キヤノンに納入する物品の製造業者または委託先の事業所・工場を確認します。

② サプライチェーンを通じた次の会社

- ・ キヤノンが指定した部品・材料（樹脂材料、薄鋼板、汎用電気部品等）の製造業者
- ・ キヤノンが特定の事業者へ加工等を委託するよう指定した委託先

(b) 対象となる事業所・工場

キヤノンに納入する物品の設計・開発・生産・販売を行うすべての事業所・工場が対象となります。



なお、図1の「C：製品含有化学物質管理」の評価は、製品含有化学物質管理が事業所・工場だけで完結しない場合は、事業所・工場以外も評価対象となります。

（例）事業所・工場は製造のみで、本社（親企業）が設計・使用する部材の選定を実施している場合は、本社部門（親企業）も含めて評価の対象です。

また、同一の製品含有化学物質管理システムを構築・運用している場合は、グループ単位で評価することもあります。

②物品評価

(1) 物品評価の手順

図1の「D: 物品のパフォーマンス」に関する個々の物品に対する評価の手順は、次のとおりです。

(17ページの「図3 物品評価フロー」参照)

- (a) お取引先は、キヤノンに納入する物品の製品環境影響物質情報をあらかじめ調査してください。
- (b) キヤノンからお取引先に、取引対象物品に関する物品調査の回答を依頼します。
- (c) お取引先は、物品調査の回答を①または②のフォーマットでご提出ください。
なお、必要に応じて①および②の他に資料の提出を依頼する場合があります。

①「JGPファイル」

原則、すべての購入物品について、JGPSSIが定めたフォーマットで調査を依頼します。ご記入にあたっては、JGPSSIが提供している調査ツール(ソフトウェア)の使用を推奨します。なお、操作マニュアルにつきましては、JGPSSI

(<http://www.jgpssi.jp/>)を参照してください。

②「キヤノン追加調査票」

本調査はJGPファイルで定める製品環境影響物質とは別に、次の要件を把握する場合に使用し、必要に応じて調査を依頼いたします。

- ・ JGPファイルで定められていない本基準書で定める製品環境影響物質
- ・ 環境ラベル取得に関わる材料情報、化学物質情報等を必要とする場合
必要とする情報の一例：エコマーク、ブルーエンジェルの事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質
- ・ 包装材、電池等の特定用途における環境法規制対応上、調査を必要とする場合
- ・ 社会動向、法規制動向により把握する必要があると判断された環境情報を把握する必要がある場合
- ・ 顧客要求等への対応を必要とする場合、など

また、詳しい回答方法については、キヤノンが別途発行している『キヤノングリーン調達調査調査票回答マニュアル』(日本語・英語・中国語)を参照してください。

なお、現在(2011年7月)、キヤノンが包装として使用する場合は、①と②のフォーマットで物品調査を実施しています。今後は調査方法を見直す予定ですが、当面は、従来どおり①と②での物品調査に不足なくご回答ください。

- (d) キヤノンは、ご回答いただいた物品調査を基に判定し、要求事項を満たしている物品のみ購入します。
- (e) 設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前に提供してください。物品調査の回答に変化が生じる可能性がある場合は、含有化学物質を再調査しパフォーマンスを再評価します。

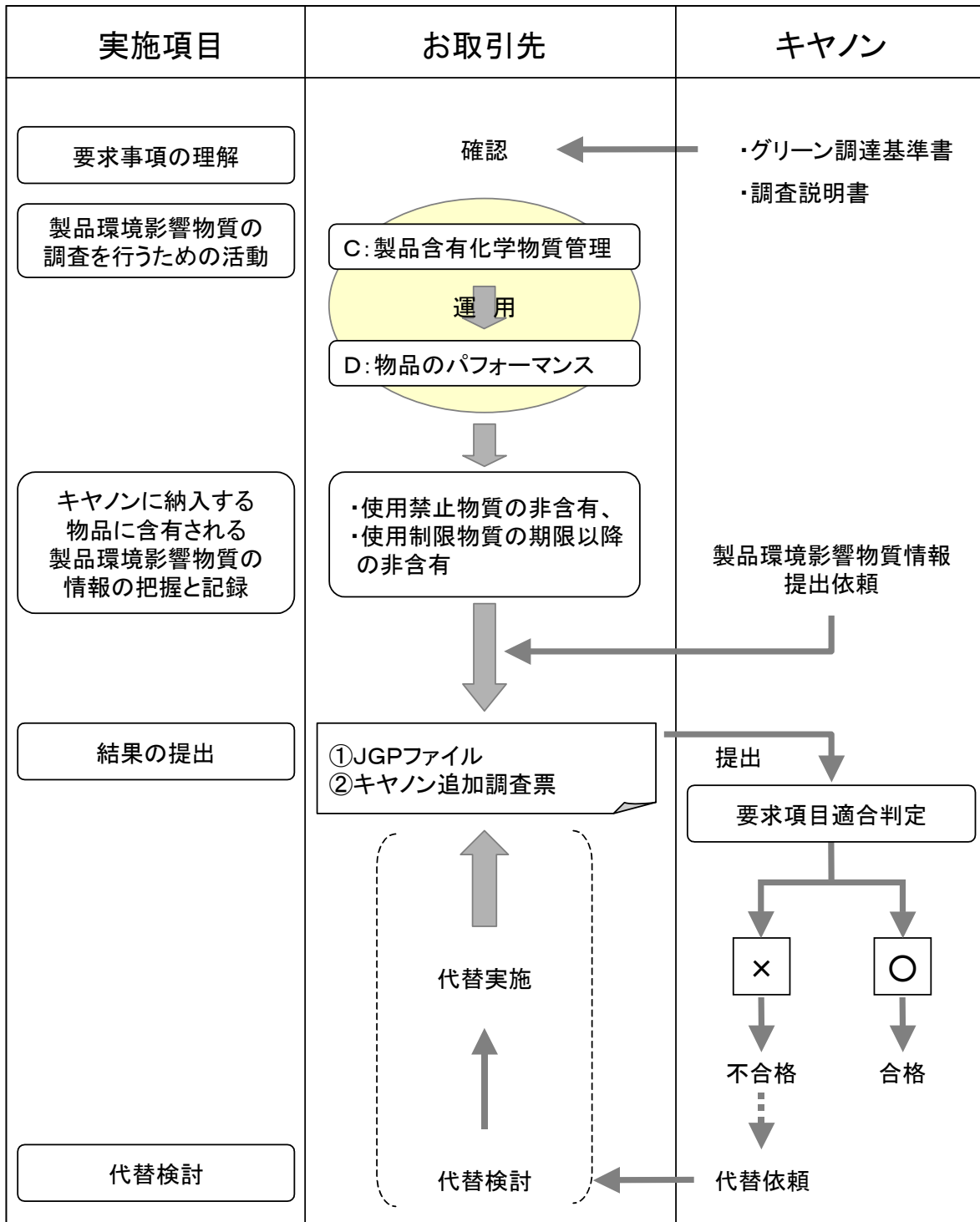


図3：物品評価フロー

10. 情報の取り扱い

お取引先から製品含有化学物質管理の目的でご提供いただいた情報は、キヤノングループ内で共有させていただきます。また、納入する物品の製品環境影響物質情報については、個人情報を除きサプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、キヤノンの製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

開示に不都合があるお取引先はキヤノンにご連絡ください。

個人情報の取り扱いに関しては、キヤノンのホームページを参照してください。

11. 改訂に伴う取り扱い

本基準書改訂時に提出を依頼していた「キヤノングリーン調達基準書改訂確認書*」の取り扱いを次の通り変更いたします。

次の(1) (2)の改訂の際には、「キヤノングリーン調達基準書改訂確認書*」の提出をキヤノンと直接取引のあるお取引先に依頼します。

また(3) (4) (5)の改訂の際には、「キヤノングリーン調達基準書改訂確認書*」の提出を依頼しませんが、改訂内容を含めて本基準書を遵守して頂く必要があります。

(1) 要求事項の改訂

(2) 「1 A使用禁止物質」、「2 A使用禁止物質」、「2 B使用制限物質」(使用禁止までの期限1年以内)、「3 A包装に対する使用禁止物質」、「3 B包装に対する使用制限物質」(使用禁止までの期限1年以内)の改訂

(3) 「1 B削減対象物質」、「1 C管理対象物質」、「2 B使用制限物質」(使用禁止までの期限1年以上)、「2 C含有管理物質」、「3 B包装に対する使用禁止物質」(使用禁止までの期限1年以上)、「3 C包装に対する含有管理物質」の改訂

(4) 要求事項を補足する改訂

(5) 誤記修正

*改訂確認書はお取引先より本基準書受領(遵守)の確認として、本基準書改訂の際に提出して頂いている書面です。

12. 適用開始日

本基準書は、2011年10月1日より適用を開始します。

改訂履歴

No.	改訂年月	改訂内容
Ver.1.0	1997年9月	制定
Ver.2.0	2002年4月	全面改訂
Ver.2.1	2002年6月	誤記修正
Ver.3.0	2003年8月	全面改訂
Ver.3.1	2005年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質リスト関連変更 「物品に含まれる環境影響物質」を「製品環境影響物質」に変更、 「開発・生産・販売時に使用される環境影響物質」を「製造環境影響物質」に変更、製品環境影響物質リスト変更、製品環境影響物質リストに「事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質」・「包装材における追加含有管理物質」を追加等 ・運用に伴う変更 「優良グリーンサプライヤー」と「ガイドライン」の削除、別紙1「自己評価票」と別紙2「現状調査票」の書式変更等 ・その他 全体的に見やすく構成を修正。要求事項の明確化および解説・ヘッダー部分に履歴・文書構成の修正・補足資料（製品環境影響物質の管理についての具体例）の追加等
Ver.3.2	2006年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料2「製品環境影響物質リスト」の改訂 ・最新の法規制動向に基づき、適用範囲（対象物質の除外項目追加）の変更 ・包装材に関する使用禁止物質の追加
Ver.4.0	2006年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の環境管理システムに関する要求事項変更 物品の環境管理システムの要求事項として、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が2005年9月に策定した「製品含有化学物質管理ガイドライン」を採用 ・「事業活動の環境管理システム」における要求事項の表現を一部変更（要求事項の内容は変更無し） ・包装材に関する使用禁止物質の追加
Ver.5.0	2008年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料1「製造環境影響物質リスト」の改訂 法律に基づく使用禁止物質の追加、見直し ・添付資料2「製品環境影響物質リスト」の改訂 2A 使用禁止物質の追加 2B 使用制限物質の追加 使用禁止物質の対象範囲、除外項目の見直し ・誤記、表現修正
Ver.5.1	2008年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料2「製品環境影響物質リスト」 3A 包装材に関する使用禁止物質に適用除外項目を追記 3B 包装材に関する使用制限物質の適用範囲に適用除外を追記 用語の定義3.不純物に追記 ・誤記修正

Ver.6.0	2009年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「部品・材料編」と「販売活動に伴う付属品編」の統合 ・製品含有化学物質管理の要求事項を「製品含有化学物質管理ガイドライン第2版」に修正 ・物品のパフォーマンスに関する要求事項に環境情報に関わる化学物質の非含有を追加 ・第三者への情報開示を追加 ・添付資料1「製造環境影響物質リスト」の改訂 <ul style="list-style-type: none"> 1A 使用禁止物質の追加 1C 管理対象物質の追加・削除 ・添付資料2「製品環境影響物質リスト」の改訂 <ul style="list-style-type: none"> 2A 使用禁止物質の追加 3A 包装材に関する使用禁止物質を 2A 使用禁止物質の対象範囲に、3B 包装材に関する使用制限物質を 2B 使用制限物質の対象範囲に、3C 包装材に関する含有管理物質を 2C 含有管理物質の対象範囲に変更し、包装に関し 2A 使用禁止物質に追加される化学物質を 3A 包装に対する使用禁止物質に追加 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目の除外期限を一部設定 2C 含有管理物質の追加・削除 2E LBP 使用部品 (OEM 仕様) の使用禁止物質を追加 ・フォーマット3「製品含有化学物質管理ガイドライン (第2版) 実施項目一覧表兼チェックシート」の追加 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 要求事項の解説を追加 自己評価票の修正 表現修正
Ver.7.0	2010年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンを通じた事業活動の環境マネジメントシステムの構築・運用を明記 ・お取引先が商社の場合の自己評価の対象を変更 ・添付資料1「製造環境影響物質リスト」の改訂 <ul style="list-style-type: none"> 1A 使用禁止物質の追加 ・添付資料2「製品環境影響物質リスト」の改訂 (JIG-101 Ed3.1 改訂に伴う) <ul style="list-style-type: none"> 対象範囲の見直し 2A 使用禁止物質の意図的添加を JIG と整合 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目の見直し 2B 使用制限物質の追加 2C 含有管理物質の追加 ・フォーマット1、2、3を本基準書から分離 ・表現修正

Ver.8.0	2011年7月	<ul style="list-style-type: none">• JIG-201の発行に伴う変更<ul style="list-style-type: none">適用範囲を「製品」と「包装」に分割添付資料2「製品環境影響物質リスト」の構成を「製品編」と「包装編」に変更• 「製造環境影響物質」と「製品環境影響物質」の説明を追加• 改訂に伴う取り扱いを追加• 添付資料2「製品環境影響物質リスト」に記載していた用語の説明を基準書に記載• 添付資料2「製品環境影響物質リスト」の改訂<ul style="list-style-type: none">「製品編」<ul style="list-style-type: none">2A 使用禁止物質の追加2C 含有管理物質の追加「包装編」<ul style="list-style-type: none">3A 包装に対する使用禁止物質の追加・削除3C 包装に対する含有管理物質の追加・削除
---------	---------	---

グリーン調達に関する各種資料、調査票等は、次のURLからダウンロードできます。

日本語サイト（日本語・英語・中国語）

<http://web.canon.jp/procurement/green.html>

英語サイト（英語・中国語）

<http://www.canon.com/procurement/green.html>

お問い合わせ先
お取り引きしているキヤノンの調達窓口

キヤノン グリーン調達基準書 第 8.0 版

発行：キヤノン株式会社 調達本部

発行／2011年7月

© CANON INC.2011

添付資料 1 「製造環境影響物質リスト」

本添付資料 1 は、キャノン グリーン調達基準書で定める、製造環境影響物質の管理基準を定めたリストです。キャノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程においては、「製造環境影響物質リスト」の管理基準を満たしてください。

1A	使用禁止物質	24
1B	削減対象物質	26
1C	管理対象物質	26

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1A 使用禁止物質 (キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質)

1A-1 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の特定物質および指定物質			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
1	-	CFC	CFC
2	-	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	-	HCFC	HCFC
6	-	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide
1A-2 土壌汚染防止のための使用禁止物質(キヤノン基準)			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
(3)	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
9	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
10	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	Vinylidene (di)chloride
11	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
12	542-75-6	1, 3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
13	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
14	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
15	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
16	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
17	71-43-2	ベンゼン	Benzene
1A-3 大気汚染防止法の特定粉塵			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
18	-	石綿(アスベスト)	Asbestos
1A-4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
19	-	PCB	PCB
20	-	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上のものに限る)	Polychlorinated naphthalene (3 or more chlorine atoms)
21	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
22	309-00-2	アルドリン	Aldrin
23	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
24	72-20-8	エンドリン	Endrin
25	50-29-3	DDT	DDT
26	-	クロルデン類	Chlordane
27	56-35-9	ビス(トリブチルスズ) = オキシド	Bis(tributyltin) oxide
28	-	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine, N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine
29	732-26-3	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	2,4,6-Tri-tert-butylphenol
30	8001-35-2	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンシクロ[2.2.1]ヘプタン (別名:トキサフェン)	Toxaphene
31	2385-85-5	ドデカクロロ(ペンタシクロ[5.3.0.0.2,6,0.3,9,0.4,8]デカン) (別名:マイレックス)	Mirex
32	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名:ケルセン又はジコホル)	Dicofol
33	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	Hexachlorobuta-1,3-diene
34	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1A 使用禁止物質 (続き)

1A-4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質(続き)			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
35	-	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩 ^{a)}	Perfluoro(octane-1-sulfonic acid) (PFOS)
36	307-35-7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	Perfluorooctane-1-sulfonyl fluoride (PFOSF)
37	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
38	319-84-6	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサ ン (別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサ ン)	(1alpha,2alpha,3beta,4alpha, 5beta,6beta)-1,2,3,4,5,6- hexachlorocyclohexane
39	319-85-7	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサ ン (別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサ ン)	(1alpha,2beta,3alpha,4beta, 5alpha,6beta)-1,2,3,4,5,6- hexachlorocyclohexane (Beta-HCH)
40	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサ ン (別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサ ン又はリンデン)	Lindane
41	143-50-0	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オ ン (別名クロルデコン)	Chlordecone (Kepone)
42	-	ヘキサブプロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
43	-	テトラブプロモ(フェノキシベンゼン) (別名テトラブプロモジフェニルエーテル)	Diphenyl ether, tetrabromo derivative
44	-	ペンタブプロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブプロモジフェニルエーテル)	Benzene, 1,1'-oxybis-, pentabromo deriv.
45	-	ヘキサブプロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブプロモジフェニルエーテル)	Diphenyl ether, hexabromo derivative
46	-	ヘプタブプロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブプロモジフェニルエーテル)	Diphenyl ether, heptabromo derivative
注 ^{a)} ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩は、次の用途では使用することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造 ・半導体用のレジストの製造 ・業務用写真フィルムの製造 			
1A-5 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
47	-	黄りんマッチ(黄りん)	Tetraphosphorus
48	-	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
49	-	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
(18)	-	石綿(アスベスト)	Asbestos
50	-	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
51	-	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
52	-	β -ナフチルアミン及びその塩	β -Naphthylamine and its salts
53	-	ベンゼン含有ゴムのり (ベンゼン容量:>5%)	Rubber cement containing benzene (benzene:>5v/v%)

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1B 削減対象物質（キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用の削減を要する化学物質）

設定なし(2011年7月現在では設定しないが、今後の社会動向などにより、新たに設定する場合があります。)			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
-	-	-	-

1C 管理対象物質（キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用有無、使用量の把握を必要とする化学物質）

1C-1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の第1種指定化学物質			
No.	CAS.No.	物質名	英文名
54	-	亜鉛の水溶性化合物	Zinc compounds (water soluble)
55	79-06-1	アクリルアミド	Acrylamide
56	140-88-5	アクリル酸エチル	ethyl acrylate
57	-	アクリル酸及びその水溶性塩	Acrylic acid and its water-soluble salts
58	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(Dimethylamino) ethyl acrylate
59	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	2-hydroxyethyl acrylate
60	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル	n-butyl acrylate
61	96-33-3	アクリル酸メチル	Methyl acrylate
62	107-13-1	アクリロニトリル	Acrylonitrile
63	107-02-8	アクロレイン	Acrolein
64	26628-22-8	アジ化ナトリウム	sodium azide
65	75-07-0	アセトアルデヒド	Acetaldehyde
66	75-05-8	アセトニトリル	Acetonitrile
67	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	Acetone cyanohydrin
68	83-32-9	アセナフテン	acenaphthene
69	78-67-1	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	2,2'-Azobisisobutyronitrile
70	90-04-0	オルト-アニシジン	o-anisidine
71	62-53-3	アニリン	Aniline
72	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	1-amino-9,10-anthraquinone
73	141-43-5	2-アミノエタノール	2-aminoethanol
74	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン (別名クロリダゾン)	5-amino-4-chloro-2-phenylpyridazin-3(2H)-one (chloridazon)
75	120068-37-3	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール (別名フィプロニル)	5-amino-1-[2,6-dichloro-4-(trifluoromethyl)phenyl]-3-cyano-4-[(trifluoromethyl)sulfinyl]pyrazole
76	123-30-8	パラ-アミノフェノール	p-aminophenol
77	591-27-5	メタ-アミノフェノール	m-aminophenol
78	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン (別名メトリブジン)	4-amino-6-tert-butyl-3-methylthio-1,2,4-triazin-5(4H)-one (metribuzin)
79	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン	3-amino-1-propene
80	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン (別名メタミロン)	4-amino-3-methyl-6-phenyl-1,2,4-triazin-5(4H)-one (metamitron)
81	107-18-6	アリルアルコール	Allyl alcohol
82	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1-allyloxy-2,3-epoxypropane
83	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	n-alkylbenzenesulfonic acid and its salts (alkyl C=10-14)

添付資料 1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
84	-	アンチモン及びその化合物	Antimony and its compounds
85	120-12-7	アントラセン	Anthracene
86	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	3-Isocyanatomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexyl isocyanate
87	78-84-2	イソブチルアルデヒド	isobutyraldehyde
88	78-79-5	イソプレン	Isoprene
89	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)	Bisphenol A
90	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	2,2'-{Isopropylidenebis [(2,6-dibromo-4,1-phenylene)oxy]} diethanol
91	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	O-ethyl-O-(3-methyl-4-methylthiophenyl) N-isopropylaminophosphonate (fenamiphos)
92	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)	Isopropyl 2-(4-methoxybiphenyl-3-yl)hydrazinoformate (bifenazate)
93	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)	3'-isopropoxy-2-trifluoromethylbenzimidazole (flutolanil)
94	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	2-imidazolidinethione
95	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン (別名イミノクタジン)	Iminooctadine
96	-	インジウム及びその化合物	indium and its compounds
97	75-08-1	エタンチオール	Ethanethiol
98	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名キザロホップエチル)	Ethyl 2-[4-(6-chloro-2-quinoxanyloxy)phenoxy]propionate
99	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)	Butamifos
100	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート (別名EPN)	EPN
101	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン (別名ペンディメタリン)	Pendimethalin
102	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート (別名モリネート)	Molinate
103	149-57-5	2-エチルヘキサノ酸	2-ethylhexanoic acid
104	83130-01-2	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ)プロピオナート (別名アラニカルブ)	ethyl (Z)-3-[N-benzyl-N-[[methyl (1-methylthioethylideneaminooxycarbonyl)amino]thio]amino]propionate (alanycarb)
105	100-41-4	エチルベンゼン	Ethylbenzene
106	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホチオアート (別名ホスチアゼート)	O-ethyl S-1-methylpropyl (2-oxo-3-thiazolidinyl) phosphonothioate (fosthiazate)
107	151-56-4	エチレンイミン	ethyleneimine
108	75-21-8	エチレンオキシド	Ethylene oxide
109	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	Ethylene glycol monoethyl ether
110	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	Ethylene glycol monomethyl ether
111	107-15-3	エチレンジアミン	Ethylenediamine
112	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	Ethylenediaminetetraacetic acid

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
113	12427-38-2	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン (別名マンネブ)	Maneb
114	8018-01-7	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)	Mancozeb
115	85-00-7	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジブロミド (別名ジクアトジブロミド又はジクワット)	1,1'-ethylene-2,2'-bipyridinium dibromide
116	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンプロックス)	2-(4-ethoxyphenyl)-2-methylpropyl 3-phenoxybenzyl ether (etofenprox)
117	106-89-8	エピクロロヒドリン	Epichlorohydrin
118	106-88-7	1, 2-エポキシブタン	1,2-epoxybutane
119	556-52-5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-Epoxy-1-propanol
120	75-56-9	1, 2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	Propylene oxide
121	122-60-1	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	2,3-Epoxypropyl phenyl ether
122	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	emamectin benzoate (mixture of emamectinB1a benzoate and emamectinB1b benzoate)
123	7705-08-0	塩化第二鉄	ferric chloride
124	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る)	chlorinated paraffin (C=10-13)
125	111-87-5	1-オクタノール	1-Octanol
126	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール	p-Octylphenol
127	-	カドミウム及びその化合物	Cadmium and its compounds
128	105-60-2	イブシロン-カプロラクタム	ϵ -Caprolactam
129	156-62-7	カルシウムシアナミド	calcium cyanamide
130	105-67-9	2, 4-キシレノール	2,4-xylenol
131	576-26-1	2, 6-キシレノール	2,6-Xylenol
132	1330-20-7	キシレン	Xylene
133	91-22-5	キノリン	Quinoline
134	-	銀及びその水溶性化合物	Silver and its compounds (water soluble)
135	98-82-8	クメン	Cumene
136	107-22-2	グリオキサール	Glyoxal
137	111-30-8	グルタルアルデヒド	Glutaraldehyde
138	1319-77-3	クレゾール	Cresol
139	-	クロム及び三価クロム化合物	Chromium and chromium (III) compounds
140	-	六価クロム化合物	Chromium(VI) compounds
141	-	クロロアニリン	Chloroaniline
142	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	Atrazine
143	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)	2-(4-chloro-6-ethylamino-1,3,5-triazin-2-yl)amino-2-methylpropionitrile (cyanazine)
144	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド)	4-chloro-3-ethyl-1-methyl-N-[4-(p-tolyloxy)benzyl]pyrazole-5-carboxamide (tolfenpyrad)
145	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)	2-Chloro-2'-ethyl-N-(2-methoxy-1-methylethyl)-6'-methylacetanilide

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
146	75-01-4	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	Vinyl chloride [monomer only]
147	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- α,α,α - ラートルイジン (別名フルアジナム)	3-Chloro-N-(3-chloro-5-trifluoromethyl-2-pyridyl)- α,α,α -trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine
148	119446-68-3	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4- メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4- トリアゾール (別名ジフェノコナゾール)	1-[[2-[2-Chloro(4-chlorophenoxy)phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-yl]methyl]-1H-1,2,4-triazol
149	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	1-chloro-2-(chloromethyl)benzene
150	79-11-8	クロロ酢酸	Chloroacetic acid
151	105-39-5	クロロ酢酸エチル	ethyl chloroacetate
152	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセ トアニリド (別名プレチラクロール)	Pretilachlor
153	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリ ド (別名アラクロール)	Alachlor
154	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	1-Chloro-2,4-dinitrobenzene
155	7085-19-0	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸 (別名メコプロップ)	(RS)-2-(4-chloro-o-tolyloxy)propionic acid (mecoprop)
156	95-49-8	オルト-クロロトルエン	o-Chlorotoluene
157	106-43-4	パラ-クロロトルエン	p-chlorotoluene
158	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	2-chloro-4-nitroaniline
159	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	2-chloronitrobenzene
160	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	Simazine
161	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]- 2-エチルインダネン-1,3-ジオン (別名インダノファン)	(RS)-2-[2-(3-chlorophenyl)-2,3-epoxypropyl]-2-ethylindane-1,3-dione (indanofan)
162	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド (別名フェントラザミド)	4-(2-chlorophenyl)-N-cyclohexyl-N-ethyl-4,5-dihydro-5-oxo-1H-tetrazole-1-carboxamide (fentrazamide)
163	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4- メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)	(4RS,5RS)-5-(4-chlorophenyl)-N-cyclohexyl-4-methyl-2-oxo-1,3-thiazolidine-3-carboxamide (hexythiazox)
164	107534-96-3	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H- 1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール)	(RS)-1-p-chlorophenyl-4,4-dimethyl-3-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)pentan-3-ol (tebuconazole)
165	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1- イルメチル)ヘキサニトリル (別名ミクロブタニル)	2-(4-chlorophenyl)-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)hexanenitrile (myclobutanil)
166	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)	(RS)-4-(4-chlorophenyl)-2-phenyl-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)butyronitrile (fenbuconazole)
167	95-57-8	オルト-クロロフェノール	o-chlorophenol
168	106-48-9	パラ-クロロフェノール	p-chlorophenol

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
169	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	2-chloropropionic acid
170	107-05-1	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	Allyl chloride
171	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)	1-(2-chlorobenzyl)-3-(1-methyl-1-phenylethyl)urea (cumyluron)
172	108-90-7	クロロベンゼン	Chlorobenzene
173	67-66-3	クロロホルム	Chloroform
174	74-87-3	クロロメタン (別名塩化メチル)	Methyl chloride
175	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール	4-chloro-3-methylphenol
176	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名MCP又はMCPA)	(4-Chloro-2-methylphenoxy)acetic acid
177	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	3-chloro-2-methyl-1-propene
178	-	コバルト及びその化合物	Cobalt and its compounds
179	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	Ethylene glycol monoethyl ether acetate
180	108-05-4	酢酸ビニル	Vinyl acetate
181	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	Ethylene glycol monomethyl ether acetate
182	90-02-8	サリチルアルデヒド	Salicylaldehyde
183	420-04-2	シアナミド	cyanamide
184	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)	(RS)-2-cyano-N-[(R)-1-(2,4-dichlorophenyl)ethyl]-3,3-dimethylbutyramide (diclocymet)
185	66841-25-6	(S)-α-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)	(S)-alpha-cyano-3-phenoxybenzyl (1R,3S)-2,2-dimethyl-3-(1,2,2,2-tetrabromoethyl)cyclopropanecarboxylate (tralomethrin)
186	39515-41-8	(RS)-α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロバトリン)	(RS)-alpha-cyano-3-phenoxybenzyl 2,2,3,3-tetramethylcyclopropane carboxylate (fenpropathrin)
187	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア (別名シモキサニル)	Trans-1-(2-cyano-2-methoxyiminoacetyl)-3-ethylurea (cymoxanil)
188	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	2,4-diaminoanisole
189	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenyl ether
190	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	Inorganic cyanogen compounds (except complex salts and cyanate)
191	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	2-(Diethylamino) ethanol
192	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)	O-2-diethylamino-6-methylpyrimidin-4-yl O,O-dimethyl phosphorothioate (pirimiphos-methyl)
193	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	Thiobencarb
194	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)	N,N-Diethyl-3-(2,4,6-trimethylphenylsulfonyl)-1H-1,2,4-triazol-1-carboxamide
195	123-91-1	1,4-ジオキサン	1,4-Dioxane
196	646-06-0	1,3-ジオキソラン	1,3-dioxolane

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
197	15263-53-3	3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン (別名カルタップ)	1,3-dicarbamoylthio-2-(N,N-dimethylamino)-propane (cartap)
198	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1R,S)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシレート (別名テトラメトリン)	cyclohex-1-ene-1,2-dicarboximidomethyl (1R,S)-cis-trans-2,2-dimethyl-3-(2-methylprop-1-enyl) cyclopropanecarboxylate (tetramethrin)
199	108-91-8	シクロヘキシルアミン	Cyclohexylamine
200	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	N-(cyclohexylthio)phthalimide
201	-	ジクロロアニリン	Dichloroaniline
202	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
203	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	Propyzamide
204	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	2,4-dichlorotoluene
205	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	1,2-dichloro-4-nitrobenzene
206	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1,4-Dichloro-2-nitrobenzene
207	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド (別名イプロジオン)	3-(3,5-dichlorophenyl)-N-isopropyl-2,4-dioxoimidazolidine-1-carboxamide (iprodone)
208	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1,1-dimethylurea
209	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチルエーテル (別名テトラコナゾール)	(RS)-2-(2,4-dichlorophenyl)-3-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)propyl 1,1,2,2-tetrafluoroethyl ether (tetraconazole)
210	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)	mixture of (2RS,4RS)-1-[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-ylmethyl]-1H-1,2,4-triazole and (2RS,4SR)-1-[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-ylmethyl]-1H-1,2,4-triazole (propiconazole)
211	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン (別名オキサジクロメホン)	3-[1-(3,5-dichlorophenyl)-1-methylethyl]-3,4-dihydro-6-methyl-5-phenyl-2H-1,3-oxazin-4-one (oxaziclomefone)
212	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン (別名ビンクロゾリン)	(RS)-3-(3,5-dichlorophenyl)-5-methyl-5-vinyl-1,3-oxazolidine-2,4-dione (vinclozolin)
213	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニュロン)	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1-methoxy-1-methylurea
214	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名2,4-D又は2,4-PA)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid
215	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	1,2-Dichloropropane
216	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-Dichlorobenzidine
217	-	ジクロロベンゼン	Dichlorobenzene
218	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)	2-[4-(2,4-Dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyloxy]acetophenone

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
219	1194-65-6	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル =4-トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)	4-(2,4-Dichlorobenzoyl)- 1,3-dimethyl-5-pyrazolyl 4-toluenesulfonate
220	58011-68-0	2,6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	2,6-Dichlorobenzonitrile
221	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)	2,3-Dicyano- 1,4-dithiaanthraquinone
222	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	N,N-dicyclohexylamine
223	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	N,N-dicyclohexyl- 2-benzothiazolesulfenamide
224	77-73-6	ジシクロペンタジエン	dicyclopentadiene
225	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	Isoprothiolane
226	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP)	O-ethylS,S-diphenyl phosphorodithioate
227	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	O,O-diethyl-S-2-(ethylthio) ethyl phosphorodithioate
228	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ -2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル] (別名ホサロン)	O,O-diethyl-S-(6-chloro- 2,3-dihydro- 2-oxobenzoxazoliny)l methylphosphorodithioate
229	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロ ピル (別名プロチオホス)	O-2,4-Dichlorophenyl-O-ethyl-S- propyl dithiophosphate
230	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メキシ-2-オキソ-1, 3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)	S-(2,3-dihydro-5-methoxy- 2-oxo-1,3,4-thiadiazolin-3-yl) methyl O,O- dimethylphosphorodithioate
231	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニ ル)エチル (別名マラソン又はマラチオン)	Malathon
232	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メ チル] (別名ジメエート)	Dimethoate
233	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリ ノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート] (別名CIフルオレスセント260)	disodium2,2'-vinylenebis[5- (4-morpholino-6-anilino- 1,3,5-triazin-2-ylamino) benzenesulfonate] (C.I. Fluorescent 260)
234	25321-14-6	ジニトロトルエン	Dinitrotoluene
235	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	2,4-Dinitrophenol
236	1321-74-0	ジビニルベンゼン	Divinylbenzene
237	122-39-4	ジフェニルアミン	Diphenylamine
238	101-84-8	ジフェニルエーテル	diphenyl ether
239	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン	1,3-diphenylguanidine
240	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ- 2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボスルファン)	Carbosulfan
241	128-37-0	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	2,6-di-tert-butyl-4-cresol
242	96-76-4	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール	2,4-di-tert-butylphenol
243	124-48-1	ジブロモクロロメタン	dibromochloromethane
244	10222-01-2	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	2,2-dibromo-2-cyanoacetamide
245	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート)	(RS)-O,S-dimethyl acetylphosphoramidothioate (acephate)
246	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	N,N-dimethylacetamide
247	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	2,4-dimethylaniline

添付資料 1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
248	87-62-7	2, 6-ジメチルアニリン	2,6-Dimethylaniline
249	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン	N,N-dimethylaniline
250	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン (別名チオシクラム)	5-dimethylamino-1,2,3-trithiane (thiocyclam)
251	124-40-3	ジメチルアミン	dimethylamine
252	624-92-0	ジメチルジスルフィド	dimethyl disulfide
253	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	water-soluble salts of dimethyldithiocarbamic acid
254	82560-54-1	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N -[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスル フェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)	2,2-dimethyl-2,3-dihydro- 1-benzofuran-7-yl N-[N-(2-ethoxycarbonyl-ethyl)-N- isopropylsulfenamoyl]- N-methylcarbamate (benfuracarb)
255	62850-32-2	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	S-4-Phenoxybutyl N,N-dimethylthiocarbamate
256	112-18-5	N, N-ジメチルドデシルアミン	N,N-dimethyldodecylamine
257	1643-20-5	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	N,N-Dimethyldodecylamine- N-oxide
258	52-68-6	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロルホン又は DEP)	dimethyl2,2,2-trichloro- 1-hydroxyethyl phosphonate
259	57-14-7	1, 1-ジメチルヒドラジン	1,1-dimethylhydrazine
260	1910-42-5	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	1,1'-Dimethyl- 4,4'-dipyridinium dichloride
261	91-97-4	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	3,3'-dimethylbiphenyl- 4,4'-diyl diisocyanate
262	23564-05-8	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート) (別名チオファネートメチル)	Dimethyl 4,4'-(o-phenylene)bis (3-thioallophanate) (thiophanate-methyl)
263	793-24-8	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン	N-(1,3-dimethylbutyl)- N'-phenyl-p-phenylenediamine
264	119-93-7	3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン)	o-Tolidine
265	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド	N,N-dimethylformamide
266	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)	ethyl 2-[(dimethoxyphosphinothioyl) thio]-2-phenylacetate (phenthoate;PAP)
267	7726-95-6	臭素	Bromine
268	-	臭素酸の水溶性塩	water-soluble salts of bromic acid
269	3861-47-0	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	3,5-Diiodo- 4-octanoyloxybenzoxonitrile
270	-	水銀及びその化合物	Mercury and its compounds
271	61788-32-7	水素化テルフェニル	hydrogenated terphenyl
272	-	有機スズ化合物	Organic tin compounds
273	100-42-5	スチレン	Styrene [monomer only]
274	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	Sodium salt of 2-sulfohexadecanoic acid 1-methyl ester
275	-	セレン及びその化合物	Selenium and its compounds
276	-	ダイオキシン類	Dioxins
277	533-74-4	2-チオ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジ アジン (別名ダズメット)	2-Thio-3,5-dimethyltetrahydro-1 ,3,5-thiadiazine
278	62-56-6	チオ尿素	Thiourea
279	108-98-5	チオフェノール	Thiophenol

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
280	77458-01-6 (89784-60-1)	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル (別名ピラクロホス)	Pyraclofos (including both optical isomers)
281	333-41-5	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	Diazinon
282	2921-88-2	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)	Chlorpyrifos
283	18854-01-8	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)	Isoxathone
284	122-14-5	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又はMEP)	Fenitrothion
285	55-38-9	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMPP)	O, O-dimethyl O-3-methyl-4-(methylthio)phenyl phosphorothioate (fenthion;MPP)
286	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)	O-4-Bromo-2-chlorophenyl-O-ethyl-S-propyl thiophosphate
287	26087-47-8	チオりん酸 S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	Iprobenphos
288	1163-19-5	デカブromoジフェニルエーテル	Decabromodiphenyl ether
289	334-48-5	デカン酸	decanoic acid
290	112-30-1	デシルアルコール (別名デカノール)	decyl alcohol (decanol)
291	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3. 7)]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	1,3,5,7-Tetraazatricyclo [3.3.1.13,7]decane
292	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	tetraethylthiuram disulfide (disulfiram)
293	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	Chlorothalonil
294	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン (別名フサライド)	4,5,6,7-tetrachloroisobenzofuran-1(3H)-one (phthalide)
295	118-75-2	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン	2,3,5,6-tetrachloro-p-benzoquinone
296	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	Tetrahydromethylphthalic anhydride
297	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート (別名テフルトリン)	2,3,5,6-tetrafluoro-4-methylbenzyl (Z)-3-(2-chloro-3,3,3-trifluoro-1-propenyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate (tefluthrin)
298	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)	3,7,9,13-tetramethyl-5,11-dioxa-2,8,14-trithia-4,7,9,12-tetraazapentadeca-3,12-diene-6,10-dione (thiodicarb)
299	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	Tetramethylthiuram disulfide (thiram)
300	505-32-8	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名イソフィトール)	3,7,11,15-tetramethylhexadec-1-en-3-ol (isophytol)

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
301	100-21-0	テレフタル酸	Terephthalic acid
302	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	dimethyl terephthalate
303	-	銅水溶性塩(錯塩を除く)	copper salts (water-soluble, except complex salts)
304	112-53-8	1-ドデカノール (別名ノルマルドデシルアルコール)	1-dodecanol (n-dodecyl alcohol)
305	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	tert-dodecanethiol
306	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	sodium dodecyl sulfate
307	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)	3,6,9-triazaundecane-1,11-diamine (tetraethylenepentamine)
308	121-44-8	トリエチルアミン	Triethylamine
309	112-24-3	トリエチレンテトラミン	Triethylenetetramine
310	76-03-9	トリクロロ酢酸	trichloroacetic acid
311	108-77-0	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	2,4,6-trichloro-1,3,5-triazine
312	76-06-2	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	Chloropicrin
313	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 (別名トリクロピル)	(3,5,6-Trichloro-2-pyridyl)oxyacetic acid
314	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール	2,4,6-trichlorophenol
315	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン	1,2,3-trichloropropane
316	-	トリクロロベンゼン	trichlorobenzene
317	2451-62-9	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	1,3,5-Tris(2,3-epoxypropyl)-1,3,5-triazine-2,4,6(1H,3H,5H)-trione
318	102-82-9	トリブチルアミン	tributylamine
319	1582-09-8	アルファ・アルファ・アルファトリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラトルイジン (別名トリフルラリン)	Trifluralin
320	118-79-6	2, 4, 6-トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromophenol
321	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	3,5,5-Trimethyl-1-hexanol
322	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1,2,4-trimethylbenzene
323	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1,3,5-Trimethylbenzene
324	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	Tolylene diisocyanate
325	-	トルイジン	Toluidine
326	108-88-3	トルエン	Toluene
327	25376-45-8	トルエンジアミン	toluenediamine
328	91-20-3	ナフタレン	naphthalene
329	3173-72-6	1, 5-ナフタレンジイソシアネート	1,5-naphthalenediyl diisocyanate
330	7439-92-1	鉛	Lead
331	-	鉛化合物	lead compounds
332	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	hexamethylene diacrylate
333	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム	zirconium dichloride oxide
334	7440-02-0	ニッケル	Nickel
335	-	ニッケル化合物	Nickel compounds
336	139-13-9	ニトリロ三酢酸	Nitrilotriacetic acid (NTA)
337	91-23-6	オルト-ニトロアニソール	o-nitroanisole
338	88-74-4	オルト-ニトロアニリン	o-nitroaniline
339	55-63-0	ニトログリセリン	Nitroglycerine
340	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン	p-nitrochlorobenzene
341	88-72-2	オルト-ニトロトルエン	o-nitrotoluene
342	98-95-3	ニトロベンゼン	Nitrobenzenes
343	75-52-5	ニトロメタン	nitromethane
344	75-15-0	二硫化炭素	Carbon disulfide
345	143-08-8	1-ノナンノール (別名ノルマルノニルアルコール)	1-nonanol (n-nonyl alcohol)

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
346	25154-52-3	ノニルフェノール	Nonylphenol
347	-	バナジウム化合物	vanadium compounds
348	3618-72-2	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	5'-[N,N-bis(2-acetyloxyethyl)amino]-2'-(2-bromo-4,6-dinitrophenylazo)-4'-methoxyacetanilide
349	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	Simetryn
350	101-90-6	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	1,3-bis[(2,3-epoxypropyl)oxy]benzene
351	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	Oxine copper
352	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	3,6-Bis(2-chlorophenyl)-1,2,4,5-tetrazine
353	782-74-1	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	1,2-bis(2-chlorophenyl)hydrazine
354	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	Ziram
355	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	N,N-Ethylenebis(thiocarbamoylthiozinc)bis(N,N-dimethyldithiocarbamate)
356	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)＝ペルオキシド	bis(1-methyl-1-phenylethyl)peroxide
357	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルプロピル)＝O-エチル＝ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	S,S-bis(1-methylpropyl) O-ethyl phosphorodithioate (cadusafos)
358	-	砒素及びその無機化合物	Arsenic and its inorganic compounds
359	302-01-2	ヒドラジン	Hydrazine
360	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	methyl 4-hydroxybenzoate
361	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	N-(4-hydroxyphenyl)acetamide
362	123-31-9	ヒドロキノン	Hydroquinone
363	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	4-Vinyl-1-cyclohexene
364	100-69-6	2-ビニルピリジン	2-Vinylpyridine
365	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	N-vinyl-2-pyrrolidone
366	92-52-4	ビフェニル	Biphenyl
367	110-85-0	ピペラジン	Piperazine
368	110-86-1	ピリジン	Pyridine
369	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	Pyrocatechol
370	96-09-3	フェニルオキシラン	phenyloxirane
371	100-63-0	フェニルヒドラジン	phenylhydrazine
372	90-43-7	2-フェニルフェノール	2-phenylphenol
373	941-69-5	N-フェニルマレイミド	N-phenylmaleimide
374	-	フェニレンジアミン	Phenylenediamine
375	108-95-2	フェノール	Phenol
376	52645-53-1	3-フェノキシベンジル＝3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	Permethrin
377	106-99-0	1,3-ブタジエン	1,3-butadiene
378	131-17-9	フタル酸ジアリル	diallyl phthalate
379	84-66-2	フタル酸ジエチル	diethyl phthalate
380	84-74-2	フタル酸ジ-n-ノルマルブチル	Di-n-butyl phthalate
381	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethylhexyl) phthalate
382	85-68-7	フタル酸ノルマルブチル＝ベンジル	n-butyl benzyl phthalate

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
383	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジジン-4-オン (別名ブプロフェジン)	2-tert-Butylimino-3-isopropyl-5-phenyltetrahydro-4H-1,3,5-thiadiazin-4-one
384	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)	N-tert-Butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzohydrazide
385	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	n-butyl-2,3-epoxypropyl ether
386	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	Benomyil
387	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名シハロホップブチル)	Butyl (R)-2-[4-(4-cyano-2-fluorophenoxy)phenoxy]propionate
388	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン)	1-tert-Butyl-3-(2,6-diisopropyl-4-phenoxyphenyl)thiourea (diafenthuron)
389	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名オキサジアゾン)	5-tert-butyl-3-(2,4-dichloro-5-isopropoxyphenyl)-1,3,4-oxadiazol-2(3H)-one (oxadiazon)
390	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-[[[1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル]メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)	Tert-butyl 4-([[1,3-dimethyl-5-phenoxy-4-pyrazolyl]methylene]aminoxymethyl)benzoate
391	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール (別名BHA)	Butylhydroxyanisole (BHA)
392	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	tert-butyl hydroperoxide
393	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール	o-sec-butylphenol
394	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール	4-tert-butylphenol
395	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット (別名プロパルギット又はBPPS)	2-(4-tert-Butylphenoxy)cyclohexyl-2-propynyl sulfite
396	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン (別名ピリダベン)	2-tert-butyl-5-(4-tert-butylbenzylthio)-4-chloro-3(2H)-pyridazinone
397	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	Tebufenpyrad
398	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	N-(tert-Butyl)-2-benzothiazolesulfenamide
399	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	2-tert-butyl-5-methylphenol
400	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	Hydrogen fluoride and its salts (water-soluble)
401	4170-30-3	2-ブテナール	2-butenal
402	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)	N-butoxymethyl-2-chloro-2',6'-diethylacetanilide (butachlor)
403	110-00-9	フラン	Furan
404	12071-83-9	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	Polymer of N,N'-propylenebis(dithiocarbamate) and zinc
405	107-19-7	2-プロピン-1-オール	2-propyn-1-ol
406	75-27-4	ブロモジクロロメタン	Bromodichloromethane
407	314-40-9	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン (別名ブロマシル)	5-bromo-3-sec-butyl-6-methyl-1,2,3,4-tetrahydropyrimidine-2,4-dione (bromacil)

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
408	106-94-5	1-ブロモプロパン	1-bromopropane
409	75-26-3	2-ブロモプロパン	2-Bromopropane
410	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン (別名酸化フェンブタズ)	Fenbutatin oxide
411	115-29-7	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a- ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン= 3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	6,7,8,9,10,10-hexachloro- 1,5,5a,6,9,9a-hexahydro- 6,9-methano-2,4,3-benzodioxathi epine 3-oxide
412	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	hexadecyltrimethylammonium chloride
413	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	Hexamethylenediamine
414	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	Hexamethylene diisocyanate
415	110-54-3	ノルマル-ヘキサン	n-hexane
416	135-19-3	ベタナフトール	betanaphthol
417	-	ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds
418	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	water-soluble salts of peroxodisulfuric acid
419	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS)	Perfluoro(octane-1-sulfonic acid) (PFOS)
420	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	Benzylidene trichloride
421	100-44-7	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)	Benzyl chloride
422	100-52-7	ベンズアルデヒド	Benzaldehyde
423	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	1,2,4-Benzenetricarboxylic acid 1,2-anhydride
424	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド (別名メフェナセト)	2-(2-Benzothiazolyloxy)-N- methylacetanilide
425	119-61-9	ベンゾフェノン	benzophenone
426	87-86-5	ペンタクロロフェノール	Pentachlorophenol
427	-	ほう素化合物	Boron compounds
428	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限 る。)	Poly(oxyethylene) alkyl ether (C=12-15)
429	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	Poly(oxyethylene) octylphenyl ether
430	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	sodium poly(oxyethylene) dodecyl ether sulfate
431	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	Poly(oxyethylene) nonylphenyl ether
432	50-00-0	ホルムアルデヒド	Formaldehyde
433	-	マンガン及びその化合物	Manganese and its compounds
434	85-44-9	無水フタル酸	Phthalic anhydride
435	108-31-6	無水マレイン酸	Maleic anhydride
436	79-41-4	メタクリル酸	Methacrylic acid
437	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2-Ethylhexyl methacrylate
438	106-91-2	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	2,3-epoxypropyl methacrylate
439	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(Dimethylamino) ethyl methacrylate
440	97-88-1	メタクリル酸ノルマルブチル	n-Butyl methacrylate
441	80-62-6	メタクリル酸メチル	Methyl methacrylate
442	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン	4-methylideneoxetan-2-one
443	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニル ヒドラゾン (別名フェリムゾン)	(z)-2'-Methylacetophenone 4,6-dimethyl- 2-pyrimidinylhydrazone
444	74-89-5	メチルアミン	methylamine

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
445	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	Methyl isocyanate
446	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)	2-Isopropylphenyl N-methylcarbamate
447	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボフラン)	Carbofuran
448	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名カルバリル又はNAC)	1-naphthyl N-methylcarbamate
449	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	2-sec-butylphenyl N-methylcarbamate
450	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)	Methyl 3-chloro-5-(4,6-dimethoxy- 2-pyrimidinylcarbamoylsulfamo- yl)-1-methylpyrazole- 4-carboxylate
451	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート (別名インドキサカルブ)	methyl (S)-7-chloro- 2,3,4a,5-tetrahydro-2- [methoxycarbonyl (4-trifluoromethoxyphenyl) carbamoyl]indeno [1,2-e][1,3,4]oxadiazine- 4a-carboxylate (indoxacarb)
452	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート (別名アゾキシストロビン)	methyl (E)-2-[2-[6-(2-cyanophenoxy) pyrimidin-4-yloxy]phenyl]- 3-methoxyacrylate (azoxystrobin)
453	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン (別名アミトラス)	3-Methyl-1,5-di(2,4-xylyl)- 1,3,5-triazapenta-1,4-diene
454	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)	N-Methyldithiocarbamic acid
455	23135-22-0	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミミデート (別名オキサミル)	methyl-N',N'-dimethyl-N- [(methylcarbamoyl)oxy]- 1-thiooxamidate (oxamyl)
456	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メキシイミノ)エチル]ベンゾアート (別名ピリミノバックメチル)	methyl 2-(4,6-dimethoxy- 2-pyrimidinyl)-6-[1- (methoxyimino)ethyl]benzoate (pyriminobac-methyl)
457	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	α -Methylstyrene
458	3268-49-3	3-メチルチオプロパナル	3-methylthiopropional
459	-	メチルナフタレン	Methylnaphthalene
460	108-99-6	3-メチルピリジン	3-Methylpyridine
461	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	1-methyl-1-phenylethyl hydroperoxide
462	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	2-(1-methylethoxy)- 4,6-dinitrophenol
463	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド (別名メプロニル)	2-methyl-N-[3- (1-methylethoxy)phenyl] benzamide (mepronil)
464	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート (別名メソミル)	S-methyl-N- (methylcarbamoyloxy) thioacetimidate (methomyl)

1C 管理対象物質 (続き)

No.	CAS.No.	物質名	英文名
465	141517-21-7	メチル=(E)-メキシイミノ-(2-[[{(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノ]オキシ]メチル}フェニル)アセタート (別名トリフロキシストロビン)	methyl (E)-methoxyimino-[2-[[[(E)-1-[3-(trifluoromethyl)phenyl] ethylidene]amino]oxy]methyl] phenyl]acetate (trifloxystrobin)
466	143390-89-0	メチル=(E)-メキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート (別名クレスキシムメチル)	methyl (E)-methoxyimino [2-(o-tolylloxymethyl)phenyl] acetate (kresoxim-methyl)
467	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン	4,4'-Methylenedianiline
468	5124-30-1	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	Methylenebis (4,1-cyclohexylene) diisocyanate
469	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	Methylenebis(4,1-phenylene) diisocyanate
470	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)	3-methoxycarbonylaminophenyl 3'-methylcarbanilate (phenmedipham)
471	88678-67-5	N-(6-メキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)	Pyributicarb
472	120-71-8	2-メキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline
473	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	2-mercaptobenzothiazole
474	-	モリブデン及びその化合物	Molybdenum and its compounds
475	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	2-(morpholinodithio) benzothiazole
476	110-91-8	モルホリン	Morpholine
477	20859-73-8	りん化アルミニウム	aluminium phosphide
478	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)	Dichlorvos
479	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	tris(2-ethylhexyl) phosphate
480	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	Tris(2-chloroethyl) phosphate
481	1330-78-5	りん酸トリトリル	tritoyl phosphate
482	115-86-6	りん酸トリフェニル	triphenyl phosphate
483	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	Tri-n-butyl phosphate

注意

- 事業活動に伴う非意図的生成物質の発生
塩素分を含む廃棄物を事業所内で焼却処理している場合、ダイオキシンを発生（非意図的生成物質）しているとみなし、化学物質の使用とみなします。
- 混合物等の使用
対象化学物質を含むことが表示または製品安全性データシート（MSDS）等により明らかな混合物は、成分含有量に関らず使用とみなします。
- 化学物質使用の適用除外
次の形態で化学物質が取り扱われている場合は、化学物質の使用とみなしません。
 - 含まれる化学物質が無害な形態になっている合金等
 - 使用している工業用水または大気中に含まれている成分
 - 購入した装置内において密閉型で使用し、かつ補充しない化学物質（例：冷蔵庫の冷媒）

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

本添付資料 2 は、キヤノングリーン調達基準書で定める、製品環境影響物質の管理基準を定めたリストです。キヤノンに納入する製品は「製品編」の管理基準を、包装は「包装編」の管理基準を満たしてください。

なお、用語等については、キヤノングリーン調達基準書を参照してください。

製品編

2A	使用禁止物質	42
	付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目	52
	付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目	57
	付表 2A-3 モントリオール議定書で規定されているオゾン層破壊物質	60
	付表 2A-4 1 つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	62
2B	使用制限物質	63
2C	含有管理物質	64
2D	事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質（エコマーク、ブルーエンジェル）	71
2E	LBP（レーザープリンタ）使用部品の使用禁止物質	72

包装編

3A	包装に対する使用禁止物質	73
	付表 3A-1 包装に対する 1 つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	81
3B	包装に対する使用制限物質	82
3C	包装に対する含有管理物質	83
参考	製品環境影響物質リスト一覧	87

製品編

2A 使用禁止物質（キヤノンに納入する製品への含有を禁止する化学物質）

1. ポリ臭化ビフェニル(PBB)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-プロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-プロモビフェニル	67888-96-4	
対象範囲: ①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、EU RoHS 指令 2002/95/EC		
2. ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、EU RoHS 指令 2002/95/EC		
3. ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141) ^{a)}	76253-60-6	
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121、Ugilec 21) ^{b)}	81161-70-8	
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT) ^{c)}	99688-47-8	
対象範囲: ①意図的添加がある場合 注記 上記 3 物質 a)、b)、c)は、REACH 規則制限リストに定める PCB の特定代替品です。		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		
4. ポリ塩化ターフェニル(PCT)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ターフェニル(PCT) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体
対象範囲: ①均質材料中に 50ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

5. ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が3以上)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	70776-03-3	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤
ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質		
6. トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	塗料、顔料、防腐剤、冷媒、発泡剤
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006 (第7条2項、第33条)		
7. 三置換有機スズ化合物		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	顔料、塗料、難燃剤、安定剤、n型ドーパント
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7	
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
トリオクチルスズ=クロリド	2587-76-0	
トリエチルスズ=ヒドロキシド	994-32-1	
トリエチルスズ=クロリド	994-31-0	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 注記1 三置換有機スズ化合物とは、3つの有機置換基を有するスズ化合物で、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)のような化合物を指します。参照法規制原文名称: Tri-substituted organostannic compounds 注記2 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)、化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第二種特定化学物質		
8. 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
赤色顔料 8(ピグメントレッド 8)	6410-30-6	顔料、染料、着色剤
赤色顔料 22(ピグメントレッド 22)	6448-95-9	
赤色顔料 38(ピグメントレッド 38)	6358-87-8	
対象範囲: ①織物製品/皮革製品において、30ppm を超える付表 2A-4 に記載される一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

9. 短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
クロロアルカン(C10-13)	85535-84-8	グリス、金属加工油、難燃剤、PVC用可塑剤
クロロアルカン(C10-12)	108171-26-2	
クロロアルカン(C12-13)	71011-12-6	
対象範囲: ①部品中に1,000ppmを超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第33条、附属書XVII)、健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関するノルウェー規則		
10. オゾン層破壊物質		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
対象となる物質はモントリオール議定書の付属書で定める物質であり、それらを付表2A-3に示す。		冷媒、消化剤、発泡剤、洗浄剤、薫蒸
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: モントリオール議定書、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律		
11. カドミウムおよびその化合物		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、光学材料、PVC用安定剤
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①均質材料中に100ppmを超える含有がある場合 ②RoHS指令の対象製品外で、その用途が表面処理、着色剤、プラスチック安定剤のときでは、75ppmを超える含有がある場合 ③付表2A-2電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
<除外対象項目> (1)上記①について、付表2A-1RoHS指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目		
参照法規制等: REACH規則(EC)No1907/2006(附属書XVII)、EU RoHS指令2002/95/EC、オランダカドミウム指令、デンマークカドミウム禁止令、電池関連の法規制は付表2A-2を参照		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（続き）

12. 六価クロム化合物										
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例								
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、防食表面処理、染料、防錆								
三酸化クロム	1333-82-0									
クロム酸カルシウム	13765-19-0									
クロム酸鉛（*）	7758-97-6									
重クロム酸カリウム	7778-50-9									
クロム酸カリウム	7789-00-6									
重クロム酸ナトリウム・二水和物	7789-12-0									
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛（*）	12656-85-8									
ピグメントイエロー34（*）	1344-37-2									
対象範囲: ①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。 <除外対象項目> (1)上記①について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目 ただし、上記「対象範囲」外、または上記「除外対象項目」であっても、下記物質（上記例示物質の名称末尾に（*）記載の物質）の化合物としての含有量が、納入部品・材料中に重量比 0.1%を超えてを含有する場合、管理対象物質と同等に管理してください。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象物質</th> <th style="text-align: center;">CAS No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クロム酸鉛</td> <td style="text-align: center;">7758-97-6</td> </tr> <tr> <td>硫酸モリブデン酸クロム酸鉛</td> <td style="text-align: center;">12656-85-8</td> </tr> <tr> <td>ピグメントイエロー34</td> <td style="text-align: center;">1344-37-2</td> </tr> </tbody> </table>			対象物質	CAS No.	クロム酸鉛	7758-97-6	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8	ピグメントイエロー34	1344-37-2
対象物質	CAS No.									
クロム酸鉛	7758-97-6									
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8									
ピグメントイエロー34	1344-37-2									
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)、EU RoHS 指令 2002/95/EC										

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（続き）

13. 鉛およびその化合物										
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例								
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、電池、プラスチック安定剤、ゴム加硫剤、ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、各種樹脂添加剤								
炭酸鉛	598-63-0									
酸化鉛(IV)	1309-60-0									
四酸化三鉛	1314-41-6									
硫化鉛(II)	1314-87-0									
酸化鉛(II)	1317-36-8									
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6									
硫酸鉛(II)	7446-14-2									
クロム酸鉛(*)	7758-97-6									
チタン酸鉛	12060-00-3									
ステアリン酸鉛	1072-35-1									
二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4									
ヒ酸鉛	7784-40-9									
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(*)	12656-85-8									
ピグメントイエロー34(*)	1344-37-2									
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの</p> <p>①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合</p> <p>②ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では 300ppm を超える含有がある場合</p> <p>③12歳以下の子供を対象とした製品で、各部品中に 300ppm(2012年2月からは同 100ppm)を超える含有がある場合、またはその塗料中／乾燥塗膜中の含有量が 90ppm を超える場合</p> <p>④付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用</p> <p>注記 1 上記③については、キヤノンに該当する製品がある場合は別途ご連絡いたします。</p> <p>注記 2 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。</p> <p><除外対象項目></p> <p>(1)上記①について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目</p> <p>ただし、上記「対象範囲」外、または上記「除外対象項目」であっても、下記物質(上記例示物質の名称末尾に(*)記載の物質)の化合物としての含有量が、納入部品・材料中に重量比 0.1%を超えてを含有する場合、管理対象物質と同等に管理してください。</p> <table border="1" data-bbox="379 1400 1238 1552"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>CAS No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クロム酸鉛</td> <td>7758-97-6</td> </tr> <tr> <td>硫酸モリブデン酸クロム酸鉛</td> <td>12656-85-8</td> </tr> <tr> <td>ピグメントイエロー34</td> <td>1344-37-2</td> </tr> </tbody> </table>			対象物質	CAS No.	クロム酸鉛	7758-97-6	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8	ピグメントイエロー34	1344-37-2
対象物質	CAS No.									
クロム酸鉛	7758-97-6									
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8									
ピグメントイエロー34	1344-37-2									
<p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第33条、附属書 X VII)、EU RoHS 指令 2002/95/EC、デンマーク鉛禁止令、プロポジション 65、米連邦「2008年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314、電池関連の法規制は付表 2A-2 を参照</p>										

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

14. 水銀およびその化合物		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、温度計、顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2	
2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	13302-00-6	
オクタン酸フェニル水銀	13864-38-5	
酢酸フェニル水銀	62-38-4	
ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3	
プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 ③付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。 <除外対象項目> (1)上記①および②について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 X VII)、EU RoHS 指令 2002/95/EC、ルイジアナ州水銀危険低減法、電池関連の法規制は付表 2A-2 を参照		
15. アスベスト類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
アスベスト	1332-21-4	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
アンソフィライト	77536-67-5	
クリソタイル	12001-29-5	
クロシドライト	12001-28-4	
トレモライト	77536-68-6	
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 X VII)、米 TSCA(Toxic Substances Control Act、有害物質規制法)、スイス RS 814.81 特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV) (付属書 1.6)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

16. パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン sulfon 酸	1763-23-1	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材
パーフルオロオクタン sulfon 酸フルオリド	307-35-7	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-sulfon 酸リチウム	29457-72-5	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-sulfon 酸カリウム	2795-39-3	
ノナデカフルオロノナン-1-sulfon 酸アンモニウム	17202-41-4	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 <除外対象項目> (1)フトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反ミラー・コーティング (2)フィルム、書類、または印刷版に適用される写真コーティング (3)2013年5月まで、次の特定の金属めっき中における0.1%未満の含有 (a)クロム電気めっき、クロム陽極処理およびリバース・エッチング (anodizing and reverse etching) (b)非電着性金属析出ニッケル-ポリテトラフルオロエチレンめっき (c)硬化前のプラスチック基板のエッチング		
参照法規制等: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)、1999年カナダ環境保護法パーフルオロオクタン sulfon 酸およびその塩ならびにその他の特定化合物規則 SOR/2008-974、化審法 (化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第二種特定化学物質		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

17. フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
4 フッ化炭素(パーフルオロメタン)	75-73-0	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
パーフルオロエタン(ヘキサフルオロエタン)	76-16-4	
パーフルオロプロパン(オクタフルオロプロパン)	76-19-7	
パーフルオロブタン(デカフルオロブタン)	355-25-9	
パーフルオロペンタン(ドデカフルオロペンタン)	678-26-2	
パーフルオロヘキサン(テトラデカフルオロヘキサン)	355-42-0	
パーフルオロシクロブタン	115-25-3	
6 フッ化硫黄(SF6)	2551-62-4	
トリフルオロメタン-(HFC-23)	75-46-7	
ジフルオロメタン(HFC-32)	75-10-5	
フッ化メチル-(HFC-41)	593-53-3	
2H,3H-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)	138495-42-8	
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	354-33-6	
1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	359-35-3	
1,1,1,2-テトラフルオロエタン-(HFC-134a)	811-97-2	
1,1-ジフルオロエタン-(HFC-152a)	75-37-6	
1,1,2-トリフルオロエタン-(HFC-143)	430-66-0	
1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)	420-46-2	
2H-ヘプタフルオロプロパン-(HFC-227ea)	431-89-0	
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	677-56-5	
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	431-63-0	
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	690-39-1	
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	679-86-7	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)	460-73-1	
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)	406-58-6	
対象範囲:		
①意図的添加がある場合		
参照法規制等:		
EU 規則(EC)No842/2006		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質 (続き)

18. 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (別称:フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル))		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキング、シール用充填材(紫外線吸収剤)
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質		
19. ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	防湿剤、防かび剤
対象範囲: ①均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 一般製品安全指令(2001/95/EC)に基づく殺生物剤 DMF 含有製品の上市禁止に関する委員会決定 2009/251/EC		
20. ジブチルスズ化合物(DBT)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ジブチルスズオキシド	818-08-6	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
ジブチルスズアセタート	1067-33-0	
ジブチルスズジラウレート	77-58-7	
対象範囲: 2011年7月1日より次の閾値を超える含有を禁止します。 ①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 <除外対象項目> 下記に該当する場合、2014年6月30日まで含有できます。(EUでの上市期限:2014年12月31日) (1)1コンポーネントおよび2コンポーネント室温加硫シーラント(RTV-1 RTV-2シーラント)および接着剤 (2)成形品に塗布される場合、DBT化合物を促進剤として含む塗料およびコーティング (3)ソフト塩ビ自体であれ、硬質PVCとの同時押出であれ、ソフト塩ビ(PVC)プロフィール (4)屋外用途を目的とする場合、DBT化合物を安定剤として含むPVCでコーティングされた布地 (5)屋外雨水パイプ、側溝およびフィッティング、ならびに屋根ふき材とファサード用カバー材料 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH規則(EC)No1907/2006(附属書XVII、欧州委員会規則No.276/2010で追加)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（続き）

21. ジオクチルスズ化合物(DOT)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ジオクチルスズオキシド	870-08-6	PVC 用安定剤、シリコン樹脂 およびウレタン樹脂用の硬化 触媒
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8	
対象範囲: 2011年7月1日より次の閾値を超える含有を禁止します。 ①下記の対象において、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 (1) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (2) 育児用品 (3) 2コンポーネント室温加硫モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット) 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

＜付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目＞

RoHS 指令適用除外項目の番号は RoHS 指令の除外番号を示しております。

また、除外の適用から外れる法的要求期限を受け、キヤノンが定めた期限を「キヤノンにおける除外終了期限」に記載しています。

キヤノンにおける除外終了期限は、法的要求期限が 2012 年 11 月末までの除外項目については、原則、1 年前とし、法的要求期限が 2011 年 11 月末までの除外項目については、グリーン調達基準書第 7 版の適用開始前（2010 年 11 月末）としています。また、キヤノンにおける除外終了期限が記載されていないもの（－）は、次回の RoHS 指令除外項目の見直しに合わせて定めるものです。

11. カドミウムおよびその化合物		キヤノンにおける除外終了期限
適用除外項目		
8(a)	ワンショットペレットタイプのサーマルカット ^{a)} オフ中のカドミウムとその化合物 注 ^{a)} ペレット型の温度ヒューズのこと。リード線に合金が接続されていて、この合金が溶断することで回路を遮断する。この合金には樹脂コーティングや樹脂ペレットがかぶせてあり、溶断個所に樹脂が回りこみ確実に遮断している。	2011 年 1 月 1 日
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	－
13(b)	フィルターガラスおよび反射基準 (reflectance standards) に使用されるガラス中のカドミウムおよび鉛	－
21	ホウケイ酸ガラス、ソーダ石灰ガラス等へ使用するエナメル塗布用印刷インクに含まれる鉛およびカドミウム	－
30	音圧レベル 100 dB (A) 以上の高出カラウドスピーカに使用されるトランスデューサ中のヴォイスコイル上に直接位置する電子コンダクタへの電氣的/機械的はんだジョイントとしてのカドミウム合金	－
38	酸化ベリリウムと結合したアルミニウム上に使用される厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	－
39	固体照明または表示システムに使用される色変換 II-VI 族 LED 中のカドミウム (光放出エリアミリ平方あたり < 10 μ g のカドミウム)	2014 年 7 月 1 日
12. 六価クロム化合物		キヤノンにおける除外終了期限
適用除外項目		
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての、冷却システム中で 0.75 重量% までの六価クロム	－
13. 鉛およびその化合物		キヤノンにおける除外終了期限
適用除外項目		
5(a)	陰極線管中の鉛	－
5(b)	重量比 0.2% を超えない蛍光管のガラス中の鉛	－
6(a)	重量比 0.35% までの鉛を含む機械加工目的のための鋼材中、および亜鉛めっき鋼中の合金成分としての鉛	－
6(b)	重量比 0.4% までの鉛を含むアルミ材中の合金成分としての鉛	－
6(c)	重量比 4% までの鉛を含む銅合金	－
7(a)	高融点タイプのハンダ中の鉛 (すなわち重量で 85% 以上の鉛を含む鉛ベースの合金)	－

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

＜付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目＞（続き）

13. 鉛およびその化合物(続き)		キヤノンにおける 除外終了期限
適用除外項目		
7(b)	サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ切替、信号発信、転送ならびに電気通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ装置用のハンダ中の鉛	—
7(c)- I	ガラスまたはセラミック中、もしくはガラスまたはセラミックスマトリックス化合物中に鉛を含む、キャパシタ中の誘電セラミック以外の電気および電子コンポーネント 例:ピエゾエレクトロニックデバイス	—
7(c)- II	125V AC または 250V DC またはそれ以上の定格電圧のためのキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛	—
7(c)-III	125V AC または 250V DC 未満の定格電圧のためのキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛	2011年12月31日
9(b)	HVACR 用途の冷媒含有コンプレッサ用のベアリングのシェル(さや)およびブッシュ(穴の内面にはめこむ円筒部品)中の鉛	—
11(a)	C プレスコンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛	2010年9月24日
11(b)	C プレス以外のコンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛	2013年1月1日
12	熱伝導モジュール Cリングのためのコーティング材としての鉛	2010年9月24日
13(a)	光学用途に使用される白色ガラス中の鉛	—
13(b)	フィルターガラスおよび反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中のカドミウムおよび鉛	—
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージとの接続用に用いる2種類以上の元素からなる鉛含有が重量比80%を超え85%未満のはんだ中の鉛	2010年11月30日
15	集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイおよびキャリアとの間の確実な電気接続を完成するためのはんだ中の鉛	—
16	ケイ酸塩(silicate)コーティングされたバルブを有する直管白熱電球中の鉛	2013年9月1日
17	専門家向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	—
18(a)	SMS ((Sr, Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫罟、光化学および硬化処理用の専門ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー中の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	2010年11月30日
18(b)	BSP (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー中の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	—
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主要アマルガムとしての特定の組成におけるPbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgでの鉛	2010年11月30日
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部と後部基板を接着するために使用されるガラス中の鉛酸化物	2010年11月30日

<付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目> (続き)

13. 鉛およびその化合物(続き)		
適用除外項目		キヤノンにおける 除外終了期限
21	ホウケイ酸ガラス、ソーダ石灰ガラス等へ使用するエナメル塗布用印刷インクに含まれる鉛およびカドミウム	—
23	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外の狭ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛	2010年9月24日
24	機械加工通し穴付きの円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	—
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の表面において、構造的要素中、特にシールフリットおよびフリットリングに使用される鉛酸化物	—
26	ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス管体中の鉛酸化物	2010年11月30日
27	高出力の(125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると指定される)ラウドスピーカで使用される変換器用はんだとして使用される鉛合金	2010年9月24日
29	理事会指令 69/496/EEC (訳注: 共通関税に関する小見出し No.21.07F VIII および IX における貨物の種類)の附属書 I (カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されるクリスタルガラスに結合した鉛	—
31	水銀フリーのフラット蛍光ランプ(例えば LCD、デザインまたは産業用照明に使用されるもの)のはんだ材中の鉛	—
32	アルゴンおよびクリプトンレーザ管用のウインドアセンブリに使用されるシールフリット中の鉛酸化物	—
33	電力トランス中の、直径 100 μ m 以下の薄型銅線のはんだ用のはんだ中の鉛	—
34	サーメット ^{b)} ベースのトリマー電位差計の構成要素中の鉛 注 ^{b)} 金属の炭化物や窒化物など硬質化合物の粉末を金属の結合材として焼結した複合材料(「セラミック+メタル」の造語)	—
37	亜鉛ホウ酸塩処理ガラス(zinc borat glass)体ベース上の高圧ダイオードのめっき層中の鉛	—
14. 水銀およびその化合物		
適用除外項目		キヤノンにおける 除外終了期限
1	シングルキャップの蛍光ランプ中の、(バーナーあたり)下記を超えない水銀	/
1(a)	30W 未満の一般照明目的用:5mg	2010年12月31日
	30W 未満の一般照明目的用:3.5mg	2012年12月31日
	30W 未満の一般照明目的用:2.5mg	—
1(b)	30W 以上 50W 未満の一般照明目的用:5 mg	2010年12月31日
	30W 以上 50W 未満の一般照明目的用:3.5 mg	—
1(c)	50W 以上 150W 未満の一般照明目的用:5 mg	—
1(d)	150W 以上の一般照明目的用:15mg	—
1(e)	環形または四角の構造形態で、管径 17mm 以下を有する一般照明目的用	2010年12月31日
	環形または四角の構造形態で、管径 17mm 以下を有する一般照明目的用:7mg	—
1(f)	特別目的用:5 mg	—

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

<付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目> (続き)

14. 水銀およびその化合物(続き)		キヤノンにおける 除外終了期限
適用除外項目		
2(a)	ダブルキャップの一般目的用の直管蛍光灯中の、(ランプあたり) 下記を超えない水銀	
2(a)(1)	通常寿命の管径 9mm 未満(例:T2)の三波長蛍光体:5mg	2010年12月31日
	通常寿命の管径 9mm 未満(例:T2)の三波長蛍光体:4mg	—
2(a)(2)	通常寿命の管径 9mm 以上 17mm 以下(例:T5)の三波長蛍光体:5mg	2010年12月31日
	通常寿命の管径 9mm 以上 17mm 以下(例:T5)の三波長蛍光体:3mg	—
2(a)(3)	通常寿命の管径 17mm 超 28mm 以下(例:T8)の三波長蛍光体:5mg	2010年12月31日
	通常寿命の管径 17mm 超 28mm 以下(例:T8)の三波長蛍光体:3.5mg	—
2(a)(4)	通常寿命の管径 28mm 超(例:T12)の三波長蛍光体:5mg	2012年12月31日
	通常寿命の管径 28mm 超(例:T12)の三波長蛍光体:3.5mg	—
2(a)(5)	長寿命(25,000時間以上)の三波長蛍光体:8mg	2010年12月31日
	長寿命(25,000時間以上)の三波長蛍光体:5mg	—
2(b)	その他の蛍光灯中の(ランプ毎に) 下記の水銀	
2(b)(1)	管径 28mm 超の線形白色ランプ(e.g T10 および T12):10mg を超えない水銀	2011年4月13日
2(b)(2)	あらゆる径の非線形白色ランプ:15mg を超えない水銀	2016年4月13日
2(b)(3)	非線形三波長蛍光体ランプ管径 17mm 超(例:T9):15mg を超える水銀	2010年12月31日
	非線形三波長蛍光体ランプ管径 17mm 超(例:T9):15mg 以下の水銀	—
2(b)(4)	その他の一般照明目的および特別目的用(例:インダクションランプ)のためのランプ:15mg を超える水銀	2010年12月31日
	その他の一般照明目的および特別目的用(例:インダクションランプ)のためのランプ:15mg 以下の水銀	—
3	特別目的の冷陰極蛍光灯および外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) 中の下記の水銀	
3(a)	短管長(500 mm 以下):3.5mg を超える水銀	2010年12月31日
	短管長(500 mm 以下):3.5mg 以下の水銀	—
3(b)	中管長(500 mm を超え 1,500mm 以下):5mg を超える水銀	2010年12月31日
	中管長(500 mm を超え 1,500mm 以下):5mg 以下の水銀	—
3(c)	長管長(1,500 mm を超える):13mg を超える水銀	2010年12月31日
	長管長(1,500 mm を超える):13mg 以下の水銀	—
4(a)	その他の低圧放電ランプ中の 15mg を超える水銀(ランプごと)	2010年12月31日
	その他の低圧放電ランプ中の 15mg 以下の水銀(ランプごと)	—
4(b)	改善された演色評価数(colour rendering index) 60Ra 超の一般照明目的の超高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の(バーナーごとに) 下記の水銀	
4(b)-I	P ≤ 155W:30mg を超える水銀	2010年12月31日
	P ≤ 155W:30mg 以下の水銀	—
4(b)-II	155W < P ≤ 405W:40mg を超える水銀	2010年12月31日
	155W < P ≤ 405W:40mg 以下の水銀	—

<付表 2A-1 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目> (続き)

14. 水銀およびその化合物(続き)		キヤノンにおける 除外終了期限
適用除外項目		
4(b)-III	P > 405W:40mg を超える水銀	2010年12月31日
	P > 405W:40mg 以下の水銀	—
4(c)	一般照明目的用のその他の超高压ナトリウム(蒸気)ランプ中で(パー ナーあたり)下記を超えない水銀	
4(c)-I	P ≤ 155W:25mg を超える水銀	2010年12月31日
	P ≤ 155W:25mg 以下の水銀	—
4(c)-II	155W < P ≤ 405W:30mg を超える水銀	2010年12月31日
	155W < P ≤ 405W:30mg 以下の水銀	—
4(c)-III	P > 405W:40mg を超える水銀	2010年12月31日
	P > 405W:40mg 以下の水銀	—
4(d)	一般照明を除く、高压水銀放電ランプ(HPMV)中の水銀	2015年4月13日
4(e)	ハロゲン化金属(MH)ランプ(MH)中の水銀	—
4(f)	本付属書に特に言及されない、特殊目的のその他の放電ランプ中の 水銀	—
36	ディスプレイあたり 30mg までの含有量の DC プラズマディスプレイ中 の陰極スパッタリング反応抑制剤として使用される水銀	2010年9月24日

注記. 本リストに掲載されている RoHS 指令の各適用除外項目は 2011 年 6 月 20 日現在のもので、法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、法律原文をご参照ください。

<付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目>

11. カドミウムおよびその化合物	
電池の分類	
A. 下記 B.項～D.項を除く全ての電池	
対象範囲	電池の重量比 0.002%を超えるもの
除外対象項目	下記(1)～(3)の用途で使用される電池 (1) 緊急用照明を含む緊急用および警報システム (2) 医療機器 (3) コードレス電動工具
B. ニカド電池 ^{a)}	
対象範囲	全ての使用(自社基準として、使用禁止)
除外対象項目	なし。ただし、2007 年度末までに販売された製品の消耗品・サービスパーツに使用する場合には、調達させていただく場合があります。
C. 下記 D.項を除くマンガン電池 ^{b)} 、アルカリ電池 ^{c)} およびニッケル水素(Ni-MH)二次電池 ^{d)}	
対象範囲	電池の重量比 0.001%を超えるもの
除外対象項目	ボタン電池(A.項が適用される)
D. 機器に固定的に組み込まれる電池	
対象範囲	電池の重量比 0.0005%を超えるもの
除外対象項目	下記(1)、(2)に該当する場合、上記 A 項および B 項に適用される制限の対象範囲を適用 (1) 専門技術者による交換が通例 (2) 使用者の保護、またはそのアーティクルの機能性への主たる関心が固定的に組み込まれた電池/蓄電池を必要とし、これらが出来るだけ少ない鉛、水銀、カドミウムを含有する場合
参照法規制等: EU 電池指令 2006/66/EC、韓国 品質経営および工産品安全管理法(電池規制)、スイス RS 814.81 特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令(ChemRRV) (付属書 2.15)	

＜付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目＞（続き）

13. 鉛およびその化合物	
電池の分類	
A. マンガン電池(ボタン電池も含む)	
対象範囲	電池の重量比 0.1%を超えるもの
除外対象項目	なし
B. アルカリ電池(ボタン電池も含む)	
対象範囲	電池の重量比 0.004%を超えるもの
除外対象項目	なし
C. 下記 D.項を除くニッケル水素(Ni-MH)二次電池	
対象範囲	電池の重量比 0.4%を超えるもの
除外対象項目	ボタン電池は除く
D. 機器に固定的に組み込まれる電池	
対象範囲	電池の重量比 0.1%を超えるもの
除外対象項目	下記(1)、(2)に該当する場合、上記 A 項および B 項に適用される制限の対象範囲を適用 (1)専門性による交換が通例 (2)使用者の保護、またはそのアーティクルの機能性への主たる関心が固定的に組み込まれた電池／蓄電池を必要とし、これらが出来るだけ少ない鉛、水銀、カドミウムを含有する場合
なお、上記 A 項～D 項を除く電池に鉛の含有規制はありません	
参照法規制等： ブラジル電池規則 Resolution No.401、韓国 品質経営および工産品安全管理法(電池規制)、スイス RS 814.81 特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令(ChemRRV)(付属書 2.15)、中国アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件(GB24427-2009)	

<付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目> (続き)

14. 水銀およびその化合物	
電池の分類	
A. 下記 B 項～H 項を除く全ての電池	
対象範囲	電池の重量比 0.0005%を超えるもの
除外対象項目	なし
B. 下記 C 項～H 項を除く全てのボタン電池	
対象範囲	電池の重量比 2%を超えるもの
除外対象項目	なし
C. アルカリ電池、マンガン電池(ボタン電池も含む)	
対象範囲	下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合 (1)電池の重量比 0.0001%以上 (2)意図的含有があるもの (3)家庭向けの提供のもの
除外対象項目	他の材料中の不純物として、水銀を 0.0001%未満含む場合
D. ニッケル水素(Ni-MH)二次電池	
対象範囲	電池の重量比 0.0001%を超えるもの
除外対象項目	ボタン電池
E. 酸化水銀電池 ^{e)} 、酸化水銀ボタン電池	
対象範囲	意図的添加があるもの。ただし、不純物には上記 B 項が適用される。
除外対象項目	なし
F. 空気亜鉛ボタン電池	
対象範囲	意図的添加があるもの。ただし、不純物には上記 B 項が適用される。
除外対象項目	なし
G. 酸化銀ボタン電池	
対象範囲	意図的添加があるもの。ただし、不純物には上記 B 項が適用される。
除外対象項目	2014年12月31日販売分まで、消費者向け以外の製品に使用される、SR357、SR364、SR371、SR377、SR395 以外の酸化銀ボタン電池で、水銀を電池の重量比 2%以下含むもの
H. 消費者向け製品で使用される全てのボタン電池	
対象範囲	意図的添加があるもの。ただし、不純物には上記 B 項が適用される。
除外対象項目	なし
参照法規制等:	
EU 電池指令 2006/66/EC、米連邦水銀含有および充電式電池管理法(104-142)、アイオワ州水銀電池規則、メイン州水銀添加ボタンセル電池に関する法(LD 1026)、ミネソタ州水銀電池規制、ニューヨーク州電池削減規則、ロードアイランド州水銀削減および教育法 23-24.9-6、中国電池製品の水銀含有量に関する規制	
注 a)	ニカド電池の定義 : ニッケルの正電極、カドミウムの負電極を有する電池
b)	マンガン電池の定義 : 二酸化マンガンの正電極、亜鉛の負電極、非アルカリ性電解物からなる電池
c)	アルカリ電池の定義 : 二酸化マンガンの正電極、亜鉛の負電極、アルカリ性電解物からなる電池
d)	ニッケル水素(Ni-MH)二次電池の定義 : ニッケル酸化物の正電極、水素吸蔵合金の負電極、アルカリ性電解物からなる電池
e)	酸化水銀電池の定義 : 酸化第二水銀(mercuric-oxide)電極を使用する電池

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

<付表 2A-3 モントリオール議定書で規定されているオゾン層破壊物質>

附属書Aに記載されている規制物質			
グループ	物質	グループ	物質
グループ I	CFCl ₃ (CFC-11)	グループ II	CF ₂ BrCl (halon-1211)
	CF ₂ Cl ₂ (CFC-12)		CF ₃ Br (halon-1301)
	C ₂ F ₃ Cl ₃ (CFC-113)		C ₂ F ₄ Br ₂ (halon-2402)
	C ₂ F ₄ Cl ₂ (CFC-114)		
	C ₂ F ₅ Cl (CFC-115)		
附属書Bに記載されている規制物質			
グループ	物質	グループ	物質
グループ I	CF ₃ Cl (CFC-13)	グループ I	C ₃ F ₃ Cl ₅ (CFC-213)
	C ₂ FCl ₅ (CFC-111)		C ₃ F ₄ Cl ₄ (CFC-214)
	C ₂ F ₂ Cl ₄ (CFC-112)		C ₃ F ₅ Cl ₃ (CFC-215)
	C ₃ FCl ₇ (CFC-211)		C ₃ F ₆ Cl ₂ (CFC-216)
	C ₃ F ₂ Cl ₆ (CFC-212)		C ₃ F ₇ Cl (CFC-217)
グループ II	CCl ₄ 四塩化炭素		
グループ III	C ₂ H ₃ Cl ₃ 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)		
附属書Cに記載されている規制物質			
グループ	物質	異性体の数	
グループ I	CHFCl ₂ (HCFC-21)	1	
	CHF ₂ Cl (HCFC-22)	1	
	CH ₂ FCl (HCFC-31)	1	
	C ₂ HFCl ₄ (HCFC-121)	2	
	C ₂ HF ₂ Cl ₃ (HCFC-122)	3	
	C ₂ HF ₃ Cl ₂ (HCFC-123)	3	
	CHCl ₂ CF ₃ (HCFC-123) ^{a)}	—	
	C ₂ HF ₄ Cl (HCFC-124)	2	
	CHFClCF ₃ (HCFC-124) ^{a)}	—	
	C ₂ H ₂ FCl ₃ (HCFC-131)	3	
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-132)	4	
	C ₂ H ₂ F ₃ Cl (HCFC-133)	3	
	C ₂ H ₃ FCl ₂ (HCFC-141)	3	
	CH ₃ CFCl ₂ (HCFC-141b) ^{a)}	—	
	C ₂ H ₃ F ₂ Cl (HCFC-142)	3	
	CH ₃ CF ₂ Cl (HCFC-142b) ^{a)}	—	
	C ₂ H ₄ FCl (HCFC-151)	2	
	C ₃ HFCl ₆ (HCFC-221)	5	
	C ₃ HF ₂ Cl ₅ (HCFC-222)	9	
	C ₃ HF ₃ Cl ₄ (HCFC-223)	12	
	C ₃ HF ₄ Cl ₃ (HCFC-224)	12	
	C ₃ HF ₅ Cl ₂ (HCFC-225)	9	
	CF ₃ CF ₂ CHCl ₂ (HCFC-225ca) ^{a)}	—	
	CF ₂ ClCF ₂ CHClF (HCFC-225cb) ^{a)}	—	
	C ₃ HF ₆ Cl (HCFC-226)	5	
	C ₃ H ₂ FCl ₅ (HCFC-231)	9	

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

<付表 2A-3 モントリオール議定書で規定されているオゾン層破壊物質> (続き)

附属書Cに記載されている規制物質 (続き)				
グループ	物質			異性体の数
グループ I (続き)	C ₃ H ₂ F ₂ Cl ₄ (HCFC-232)			16
	C ₃ H ₂ F ₃ Cl ₃ (HCFC-233)			18
	C ₃ H ₂ F ₄ Cl ₂ (HCFC-234)			16
	C ₃ H ₂ F ₅ Cl (HCFC-235)			9
	C ₃ H ₃ FCl ₄ (HCFC-241)			12
	C ₃ H ₃ F ₂ Cl ₃ (HCFC-242)			18
	C ₃ H ₃ F ₃ Cl ₂ (HCFC-243)			18
	C ₃ H ₃ F ₄ Cl (HCFC-244)			12
	C ₃ H ₄ FCl ₃ (HCFC-251)			12
	C ₃ H ₄ F ₂ Cl ₂ (HCFC-252)			16
	C ₃ H ₄ F ₃ Cl (HCFC-253)			12
	C ₃ H ₅ FCl ₂ (HCFC-261)			9
	C ₃ H ₅ F ₂ Cl (HCFC-262)			9
	C ₃ H ₆ FCl (HCFC-271)			5
グループ	物質	異性体の数	物質	異性体の数
グループ II	CH ₂ FBr ₂	1	CH ₂ FBr	1
	CHF ₂ Br (HBFC-22B1)	1	C ₂ HFBr ₄	2
	C ₂ HF ₂ Br ₃	3	C ₂ HF ₃ Br ₂	3
	C ₂ HF ₄ Br	2	C ₂ H ₂ FBr ₃	3
	C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂	4	C ₂ H ₂ F ₃ Br	3
	C ₂ H ₃ FBr ₂	3	C ₂ H ₃ F ₂ Br	3
	C ₂ H ₄ FBr	2	C ₃ HFBr ₆	5
	C ₃ HF ₂ Br ₅	9	C ₃ HF ₃ Br ₄	12
	C ₃ HF ₄ Br ₃	12	C ₃ HF ₅ Br ₂	9
	C ₃ HF ₆ Br	5	C ₃ H ₂ FBr ₅	9
	C ₃ H ₂ F ₂ Br ₄	16	C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃	18
	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂	16	C ₃ H ₂ F ₅ Br	8
	C ₃ H ₃ FBr ₄	12	C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃	18
	C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂	18	C ₃ H ₃ F ₄ Br	12
	C ₃ H ₄ FBr ₃	12	C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂	16
	C ₃ H ₄ F ₃ Br	12	C ₃ H ₅ FBr ₂	9
	C ₃ H ₅ F ₂ Br	9	C ₃ H ₆ FBr	5
グループ III	CH ₂ BrCl プロモクロロメタン			
附属書Eに記載されている規制物質				
グループ	物質			
グループ I	CH ₃ Br 臭化メチル			
注 ^{a)} 商業上使われる可能性が最も高い物質を示したものです。				

<付表 2A-4 1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン>

1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	
芳香族アミンの名称	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
2-ナフチルアミン	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
注記	本基準書の管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」です。これは、アゾ基の還元分解により付表 2A-4 に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指します。 また、対象範囲で規定する閾値 30ppm は、アゾ染料・顔料ではなく、付表 2A-4 に該当するアミンに適用されます。

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2B 使用制限物質（キヤノンに納入する製品に対し、キヤノンが含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質）

1. パーフルオロオクタン酸(PFOA)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材
対象範囲： ①意図的添加がある場合 キヤノンに納入する製品に対し、含有可能期限は2015年12月31日とします。 注記 使用可能期限は米国 PFOA 自主廃絶プログラムの期限としていますが、今後の法規制動向および社会動向により、さらに早まる可能性もあることに注意し、PFOA の代替に努めてください。		
参照法規制等： 米国 PFOA 自主廃絶プログラム		

注記. PFOA の取り扱いについて

従来から実施している JGP ファイル、キヤノン追加調査票による部品・材料毎の化学物質調査を原則、実施いたしません。当該物質群の調査に関しては、JGPSSI 発行のフォーマットが改訂され、当該物質群が調査対象物質に追加された時点で実施していく予定です。

その間、調査、代替活動等に関しては、別途、ご連絡する予定です。

また当該物質群の対象範囲、使用期限などは社会動向、リスク管理の観点等から変更する場合がございます。その場合、別途、ご連絡いたします。

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質（キヤノンに納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質）

1. 酸化ベリリウム(BeO)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
酸化ベリリウム	1304-56-9	セラミックス材料
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: EU WEEE 指令 2002/96/EC 第 11 条 処理施設への情報提供実施に関する DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス		
2. ニッケル		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ニッケル	7440-02-0	ステンレス鋼、めっき
対象範囲: ①長期間皮膚に接する部品において、意図的添加がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 XVII)		
3. ポリ塩化ビニル		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ビニル	9002-86-2	樹脂材料、電線被覆材料、絶縁体、耐薬品性、透明性、シーズ材
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: IEEE1680 (EPEAT: 電子製品環境アセスメントツール)		
4. 臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類、および HBCDD を除く)		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
1,1,2,2-テトラブロモエタン	79-27-6	難燃剤
テトラブロモビスフェノール A (TBBPA)	79-94-7	
1,1-イソプロピリデンビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)ベンゼン]	21850-44-2	
テトラブロモビスフェノール A-ビス(2-ヒドロキシエチルエーテル)	4162-45-2	
ヘキサブロモベンゼン	87-82-1	
2,3-ジブロモ-1-プロパノール	96-13-9	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①25 g を超えるプラスチックを有する部品 (プリント配線基板ユニットに含まれるものを除く) で、そのプラスチック中に 1,000ppm を超える含有がある場合 ②積層プリント配線基板中で、積層板の臭素の含有量合計で 900ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: EU WEEE 指令 2002/96/EC 第 11 条 処理施設への情報提供実施に関する DIGITALEUROPE/CECED/AeA/ EERA ガイダンス、ドイツブルーエンジェルマーク、IPC-04101 および IEC61249-2-21		

2C 含有管理物質 (続き)

5. フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、 フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インキ、接着剤
フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0	
対象範囲: ①均質材料中に DINP、DIDP および DNOP の合計として 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、米連邦「2008年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314		
6. 放射性物質		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
プロメチウム(Pm-147)	—	光学特性(トリウム)、煙感知機、測定装置、ゲージ類、検出器
アメリシウム(Am-241)	—	
トリウム(Th-232)	—	
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律		
7. ホルムアルデヒド		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ホルムアルデヒド	50-00-0	木材等の防虫・腐食防止、接着剤
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①木材製品(合板、パーティクルボード、MDF)または木材部品中に、意図的添加がある場合 ②織物製品中に 0.0075 重量% (75 ppm) を超える含有がある場合		
参照法規制等: 米国/カリフォルニア州 CARB 規則(木材製品)、 オーストリア- BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制 § 2、12/2/1990(織物製品)		
8. 過塩素酸塩		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
過塩素酸リチウム	7791-03-9	コインセル電池
対象範囲: ①部品中に 0.006ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 米国カリフォルニア州 DTSC 規則(California Code of Regulations、title 22、division 4.5: Chapter 33. Best Management Practices for Perchlorate Materials)		

2C 含有管理物質 (続き)

9. 五酸化二ヒ素		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
五酸化二ヒ素	1303-28-2	半導体基板、ガラス消泡剤、顔料、塗料、難燃剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
10. 三酸化二ヒ素		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
三酸化二ヒ素	1327-53-3	半導体基板、ガラス消泡剤、顔料、塗料、難燃剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
11. ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4	難燃剤(主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される)
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6	
α -ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6	
β -ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7	
γ -ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8	
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
12. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条、附属書 XVII)、米連邦「2008 年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314		
13. フタル酸ジブチル(DBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条、附属書 XVII)、米連邦「2008 年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質 (続き)

14. フタル酸ブチルベンジル (BBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条、附属書 XVII)、米連邦「2008 年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314		
15. フタル酸ジイソブチル (DIBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		
16. リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	難燃剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		
17. 塩化コバルト (CoCl ₂)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
塩化コバルト (CoCl ₂)	7646-79-9	水質汚濁検知用の空圧式制御盤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質 (続き)

18. アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	—	高温試験装置の断熱材
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合 注記 上記アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維とは、「物質およびそれらの混合物の分類、表示および包装に関する 2008 年 12 月 16 日付欧州議会および理事会規則 (EC) No1272/2008」の付属書 VI、第 3 部、表 3.2 中に、インデックス番号 650-017-00-8 として包含される繊維で、下記 2 つの条件を満たすものです。 (a) アルミナ (Al ₂ O ₃) および二酸化珪素 (SiO ₂) が次のいずれかの濃度範囲内で存在すること。 ・Al ₂ O ₃ : 43.5-47 重量%、および SiO ₂ : 49.5-53.5 重量% ・Al ₂ O ₃ : 45.5-50.5 重量%、および SiO ₂ : 48.5-54 重量% (b) 繊維は、その長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6 μm 以下であること。		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		
19. ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	—	高温試験装置の断熱材
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合 注記 上記ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維とは、「物質およびそれらの混合物の分類、表示および包装に関する 2008 年 12 月 16 日付欧州議会および理事会規則 (EC) No1272/2008」の付属書 VI、第 3 部、表 3.2 中に、インデックス番号 650-017-00-8 として包含される繊維で、下記 2 つの条件を満たすものです。 (a) アルミナ (Al ₂ O ₃)、二酸化珪素 (SiO ₂) および酸化ジルコニウム (ZrO ₂) が次の濃度範囲内で存在すること。 ・Al ₂ O ₃ : 35-36 重量%、SiO ₂ : 47.5-50 重量%、および ZrO ₂ : 15-17 重量% (b) 繊維は、その長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6 μm 以下であること。		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		
20. ホウ酸		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	木材・綿およびその他の植物由来の材料中の難燃剤、架橋剤、pH 調整剤、防腐剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質 (続き)

21. 四ホウ酸二ナトリウム無水物		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
四ホウ酸二ナトリウム	1330-43-4	木材・綿およびその他の植物由来の材料中の難燃剤、架橋剤、pH調整剤、防腐剤
四ホウ酸二ナトリウム五水和物	12179-04-3	
四ホウ酸二ナトリウム十水和物(ほう砂)	1303-96-4	
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
22. 七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	木材・綿およびその他の植物由来の材料中の難燃剤、架橋剤、pH調整剤、防腐剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
23. フタル酸ジヘプチル(DIHP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジヘプチル(DIHP)	71888-89-6	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
24. フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)	68515-42-4	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
25. [4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名 C.I. ベイシックバイオレット 3)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名 C.I. ベイシックバイオレット 3)	548-62-9	プラスチックの染料、塗料の染料
対象範囲: ①部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006 関連 (ECHA Registry of Intentions 2010 年 10 月 25 日)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

備考

1. 使用禁止物質の対象範囲における含有が判明した場合は、すみやかにご連絡ください。
2. 対象範囲は原則法規制に基づき設定しています。しかし法規制による定義がない場合には、対象範囲は原則意図的添加としました。
3. CAS No.はアメリカ化学会の Chemical Abstracts Service (CAS) が化学文献などに記載された化学物質に付与した番号。CAS Registry Number の略。

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質 (エコマーク、ブルーエンジェル)

環境ラベル取得に関わる特定の事務機製品などの製品カテゴリにおいて、使用用途、特定使用部位の材料、部品に対し、含有情報等の調査を必要とする化学物質のうち、2A 使用禁止物質に該当する化学物質を除いたものです。調査をお願いする場合には、キヤノンから個別にお知らせいたします。物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入する物品への含有が禁止となります。

	化学物質および化学物質群	環境ラベルの基準書に記載された団体、法令およびリスト	
		化学物質を規定する団体、法令およびリスト	左記団体、法令およびリストにおける分類
1	塩化パラフィン	—	—
2	ハロゲンを含むポリマー	—	—
3	有機ハロゲン化合物 (特に難燃剤)	—	—
4	発がん性物質	67/548/EEC ^{a)} の Annex I	カテゴリー1 (Carc.Cat.1)
			カテゴリー2 (Carc.Cat.2)
			カテゴリー3 (Carc.Cat.3)
		TRGS905 ^{b)}	カテゴリー1
			カテゴリー2
			カテゴリー3
5	生殖毒性物質	67/548/EEC の Annex I	カテゴリー1 (Repr.Cat.1)
			カテゴリー2 (Repr.Cat.2)
			カテゴリー3 (Repr.Cat.3)
		TRGS905 E: 胎児損傷性(発生毒性) F: 生殖能力への障害	カテゴリーR _{EF} 1
			カテゴリーR _{EF} 2
			カテゴリーR _{EF} 3
6	変異原性物質	67/548/EEC の Annex I	カテゴリー1 (Mut.Cat.1)
			カテゴリー2 (Mut.Cat.2)
			カテゴリー3 (Mut.Cat.3)
		TRGS905	カテゴリー1 (M1)
			カテゴリー2 (M2)
			カテゴリー3 (M3)
注	^{a)} 67/548/EEC: Council Directive 67/548/EEC of 27 June 1967 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions relating to the classification, packaging and labelling of dangerous substances [危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する指令](EU) なお、67/548/EEC の Annex I は、EU 規則(EC)No 1272/2008 Annex VIに移行しましたが、上記環境ラベル基準での引用は旧来の 67/548/EEC の Annex I のためリスト本文では環境ラベル基準での表記に合わせています。		
	^{b)} TRGS905: Technische Regeln für Gefahrstoffe[危険物質技術規則](独)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

2E LBP（レーザプリンタ）使用部品の使用禁止物質

LBP（OEM仕様）製品に使用される物品に適用し、物品調査は「キヤノン追加調査票」（周辺版）で実施します。物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、キヤノンに納入するLBP（OEM仕様）製品に使用される物品への含有が禁止となります。

	化学物質および化学物質群	chemical substance	閾値	備考
1	臭素系化合物	Brominated chemical Compounds	100ppm	対象は樹脂部品。 ただし、下記は対象外 ・材料グレード自体に臭素系化合物(臭素系難燃剤等)を含む場合 ・電気部品・ゴム部品等
2	ハロゲン系化合物 (臭素系化合物を除く)	Halogen Compounds (Except Brominated chemical compound)	1,000ppm	材料グレード自体にハロゲン系化合物を含む場合は除く
3	塩素化炭化水素類	Chlorinated Hydrocarbons	1,000ppm	
4	天然ゴムのラテックス成分	Latex element included in natural rubber	意図的添加	
5	ヒ素およびその化合物	Arsenic and its Compounds	1,000ppm	プリント基板の銅箔・半導体は除く
6	放射性物質	Radioactive Substances	含有禁止	
7	67/548/EECで規定されるR45/46/48/50/51/52/53/60/61に分類される物質	EU Risk phrase: R45/46/48/50/51/52/53/60/61 (67/548/EEC)	1,000ppm	対象は樹脂部品 (25g未満の部品は除く)
8	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (CAS No.732-26-3)	2,4,6-Tri-tert-butylphenol (CAS No.732-26-3)	意図的添加	対象は潤滑油

注記. 2Eに関する該非判定が不明の際のお問い合わせ先

キヤノン株式会社 周辺機器事業本部 周辺機器品質保証センター 周辺機器環境品質推進部

sup-green-procurement-lbp-oem@list.canon.co.jp

包装編

3A 包装に対する使用禁止物質（キヤノンに納入する包装への含有を禁止する化学物質）

環境ラベルに関わる化学物質について、キヤノンが仕様等で指示した場合も適用されます。

ただし、現時点でキヤノンの拠点で廃棄されること等が明らかであり、弊社納入拠点ごとに合意した場合、3Aに関する包装の取り扱いは当面適用除外とします。

1. ポリ臭化ビフェニル(PBB)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-ブロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-ブロモビフェニル	67888-96-4	
対象範囲: ①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		
2. ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		
3. ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3	可塑剤、接着剤、パテ、コーキング、シーリング、充填剤、塗料(水性塗料を除く)、印刷インキおよびカーボンレスコピー紙
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141) ^{a)}	76253-60-6	
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121、Ugilec 21) ^{b)}	81161-70-8	
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT) ^{c)}	99688-47-8	
対象範囲: ①意図的添加がある場合 注記 上記 3 物質 a)、b)、c)は、REACH 規則制限リストに定める PCB の特定代替品です。		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		

3A 包装に対する使用禁止物質（続き）

4. ポリ塩化ターフェニル(PCT)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ターフェニル(PCT) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8	可塑剤、接着剤、パテ、コーキング、シーリング、充填剤、塗料(水性塗料を除く)、印刷インキおよびカーボンレスコピー紙
対象範囲: ①均質材料中に 50ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)		
5. ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 3 以上)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 3 以上)	70776-03-3	木材の防腐剤、防虫剤、防かび剤、塗料
ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質		
6. トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂の硬化触媒
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条)		

3A 包装に対する使用禁止物質 (続き)

7. 三置換有機スズ化合物		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
トリフェニルスズ＝フルオリド	379-52-2	抗菌防かび剤、顔料、塗料
トリフェニルスズ＝クロリド	639-58-7	
トリブチルスズ＝アセタート	56-36-0	
トリブチルスズ＝ラウラート	3090-36-6	
トリオクチルスズ＝クロリド	2587-76-0	
トリエチルスズ＝ヒドロキシド	994-32-1	
トリエチルスズ＝クロリド	994-31-0	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合 注記 1 三置換有機スズ化合物とは、3つの有機置換基を有するスズ化合物で、トリブチルスズ化合物 (TBT)、トリフェニルスズ化合物 (TPT) のような化合物を指します。参照法規制原文名称: Tri-substituted organostannic compounds 注記 2 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 X VII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)、化審法 (化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第二種特定化学物質		
8. 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
赤色顔料 8 (ピグメントレッド 8)	6410-30-6	織物、顔料、染料、着色剤
赤色顔料 22 (ピグメントレッド 22)	6448-95-9	
赤色顔料 38 (ピグメントレッド 38)	6358-87-8	
対象範囲: ①包装材品目用の織物製品/皮革製品において、30ppm を超える付表 3A-1 に記載される一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 X VII)		
9. 短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
クロロアルカン (C10-13)	85535-84-8	PVC 用可塑剤、難燃剤
クロロアルカン (C10-12)	108171-26-2	
クロロアルカン (C12-13)	71011-12-6	
対象範囲: ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (第 7 条 2 項、第 33 条、附属書 X VII)、健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関するノルウェー規則		

3A 包装に対する使用禁止物質（続き）

10. カドミウムおよびその化合物／六価クロム化合物／鉛およびその化合物／水銀およびその化合物			
例示物質(対象となる化学物質の代表例)		CAS No.	用途・使用例
カドミウム	カドミウム	7440-43-9	顔料、塗料、PVCの安定剤
	酸化カドミウム	1306-19-0	
	硫化カドミウム	1306-23-6	
	塩化カドミウム	10108-64-2	
	硫酸カドミウム	10124-36-4	
六価クロム	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	
	三酸化クロム	1333-82-0	
	クロム酸カルシウム	13765-19-0	
	クロム酸鉛	7758-97-6	
	重クロム酸カリウム	7778-50-9	
	クロム酸カリウム	7789-00-6	
	重クロム酸ナトリウム・二水和物	7789-12-0	
	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8	
ピグメントイエロー34	1344-37-2		
鉛	鉛	7439-92-1	
	炭酸鉛	598-63-0	
	酸化鉛(IV)	1309-60-0	
	四酸化三鉛	1314-41-6	
	硫化鉛(II)	1314-87-0	
	酸化鉛(II)	1317-36-8	
	塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6	
	硫酸鉛(II)	7446-14-2	
	クロム酸鉛	7758-97-6	
	チタン酸鉛	12060-00-3	
	ステアリン酸鉛	1072-35-1	
	二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4	
	ヒ酸鉛	7784-40-9	
	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8	
	ピグメントイエロー34	1344-37-2	
水銀	水銀	7439-97-6	
	塩化第二水銀	7487-94-7	
	酸化水銀(II)	21908-53-2	
	2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	13302-00-6	
	オクタン酸フェニル水銀	13864-38-5	
	酢酸フェニル水銀	62-38-4	
	ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3	
	プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中にカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の総重量濃度が 100ppm を超える状態で含有がある場合 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。			
参照法規制等: 米国/カリフォルニア州 Toxics in Packaging Prevention Act EU、包装指令 94/62/EEC			

3A 包装に対する使用禁止物質 (続き)

11. アスベスト類		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
アスベスト	1332-21-4	絶縁体、充填材、顔料、塗料、タルク
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
アンソフィライト	77536-67-5	
クリソタイル	12001-29-5	
クロソドライト	12001-28-4	
トリモライト	77536-68-6	
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 XVII)、米 TSCA (Toxic Substances Control Act、有害物質規制法)、スイス RS 814.81 特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV) (附属書 1.6)		
12. パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン sulfon 酸	1763-23-1	包装のコーティング材
パーフルオロオクタン sulfon 酸フルオリド	307-35-7	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-sulfon 酸リチウム	29457-72-5	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-sulfon 酸カリウム	2795-39-3	
ノナデカフルオロノナン-1-sulfon 酸アンモニウム	17202-41-4	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)、1999 年カナダ環境保護法パーフルオロオクタン sulfon 酸およびその塩ならびにその他の特定化合物規則 SOR/2008-974、化審法 (化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第二種特定化学物質		
13. 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (別称:フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル))		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキング、シール用充填材 (紫外線吸収剤)
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: 化審法 (化学物質の審査および製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3A 包装に対する使用禁止物質（続き）

14. ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	防湿剤、防かび剤
対象範囲: ①包装材品目中に 0.1ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: 一般製品安全指令(2001/95/EC)に基づく殺生物剤 DMF 含有製品の上市禁止に関する委員会決定 2009/251/EC		
15. ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
臭素系化合物、塩素系化合物、ポリ塩化ビニル(PVC)、フッ素系樹脂、フッ素系化合物など	—	難燃剤、接着剤
対象範囲: ①プラスチック材料に対する意図的添加がある場合、または使用がある場合 <除外対象項目> 下記に該当する場合 (1) お取引先とキヤノン間で繰り返し使用する包装のポリ塩化ビニル成形品。ただし、2011年10月1日以降に新規に設計する場合には適用されない 例: 通い箱 (2) 包装する機能を主としていない部品、材料を、包装材として使用した場合 包装する機能を主としていない場合とは、製品を保護する、または包む用途(ケース、緩衝材など)以外のものを指す。 例: ホログラムラベル、印刷用インキ中に着色剤として使用されるハロゲン化合物およびフッ素添加剤、など ただし、本除外要件は、含有するハロゲン系化合物が 3A に定める使用禁止物質に該当する場合は適用されない。 注記 「1.ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂」は、エコマーク・ブルーエンジェルの基準にいう「ハロゲンを含むポリマー」を含むプラスチック材にあたります。包装においては、その包装する製品がこれらの環境ラベルの適合対象機種であるかどうかに関わらず、全てこれを使用禁止としております。		
参照法規制等: ブルーエンジェル、エコマーク		
16. 塩化コバルト		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
塩化コバルト または、塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	湿度表示カード(HIC)、シリカゲル中の水分インジケータ
塩化コバルト(Ⅱ)・6水和物	7791-13-1	
塩化コバルト(Ⅲ)	10241-04-0	
塩化コバルト	34240-80-7	
対象範囲: ①乾燥剤内のインジケータとして含有する場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第33条、附属書XVII)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3A 包装に対する使用禁止物質 (続き)

17. ヒ素化合物		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ヒ素	7440-38-2	木材の防腐剤
ヒ酸クロム酸化銅 (CCA)	37337-13-6	
五酸化二ヒ素	1303-28-2	
三酸化二ヒ素	1327-53-3	
ヒ酸トリエチル	15606-95-8	
対象範囲: ①防腐剤として、木材に使用された場合		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 XVII)		
18. 臭化メチル		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
臭化メチル	74-83-9	木製パレット
対象範囲: ①意図的添加がある場合		
参照法規制等: ISPM -15		
19. ジブチルスズ化合物 (DBT)		
例示物質 (対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ジブチルスズオキシド	818-08-6	可塑剤、紙のコーティング、インキ、PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
ジブチルスズアセタート	1067-33-0	
ジブチルスズジラウレート	77-58-7	
対象範囲: 2011年7月1日より次の閾値を超える含有を禁止します。 ①包装材料品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合 <除外対象項目> 下記に該当する場合、2014年6月30日まで含有できます。(EUでの上市期限:2014年12月31日) (1)1コンポーネントおよび2コンポーネント室温加硫シーラント (RTV-1 RTV-2 シーラント) および接着剤 (2)成形品に塗布される場合、DBT 化合物を促進剤として含む塗料およびコーティング 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH 規則 (EC) No1907/2006 (附属書 XVII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3A 包装に対する使用禁止物質（続き）

20. ジオクチルスズ化合物(DOT)		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ジオクチルスズオキシド	870-08-6	織物
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8	
対象範囲: 2011年7月1日より次の閾値を超える含有を禁止します。 ①下記の対象において、包装材品目中に1,000ppmを超える含有がある場合 (1) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (2) 2コンポーネント室温加硫モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット) 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
参照法規制等: REACH規則(EC)No1907/2006(附属書XVII、欧州委員会規則No.276/2010で追加)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

<付表 3A-1 包装に対する 1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン>

1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	
芳香族アミンの名称	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
2-ナフチルアミン	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
注記	本基準書の管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」です。これは、アゾ基の還元分解により付表 3A-1 に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指します。 また、対象範囲で規定する閾値 30ppm は、アゾ染料・顔料ではなく、付表 3A-1 に該当するアミンに適用されます。

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3B 包装に対する使用制限物質（キヤノンに納入する包装に対し、キヤノンが含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質）

1. パーフルオロオクタン酸(PFOA)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	包装材のコーティング材
対象範囲: ①意図的添加がある場合 キヤノンに納入する包装に対し、含有可能期限は 2015 年 12 月 31 日とします。 注記 使用可能期限は米国 PFOA 自主廃絶プログラムの期限としていますが、今後の法規制動向および社会動向により、さらに早まる可能性もあることに注意し、PFOA の代替に努めてください。		
参照法規制等: 米国 PFOA 自主廃絶プログラム		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3C 包装に対する含有管理物質（キャノンに納入する包装への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質）

1. ホルムアルデヒド		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ホルムアルデヒド	50-00-0	織物
対象範囲: ①織物製品中に 0.0075 重量% (75 ppm)を超える含有がある場合		
参照法規制等: オーストリア- BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制 § 2、12/2/1990(織物製品)		
2. 五酸化二ヒ素		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
五酸化二ヒ素	1303-28-2	殺虫剤、金属精錬
対象範囲: ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合(ただし、防腐剤として木材に使用される場合は使用禁止物質に該当します)		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
3. 三酸化二ヒ素		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
三酸化二ヒ素	1327-53-3	殺虫剤、金属精錬
対象範囲: ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合(ただし、防腐剤として木材に使用される場合は使用禁止物質に該当します)		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
4. ヒ酸トリエチル		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ヒ酸トリエチル	15606-95-8	難燃剤、殺虫剤
対象範囲: ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合(ただし、防腐剤として木材に使用される場合は使用禁止物質に該当します)		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
5. ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4	難燃剤(主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される)
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6	
α -ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6	
β -ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7	
γ -ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8	
対象範囲: ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		

3C 包装に対する含有管理物質 (続き)

6. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
7. フタル酸ジブチル (DBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
8. フタル酸ブチルベンジル (BBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
9. フタル酸ジイソブチル (DIBP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
10. リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	難燃剤、殺虫剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		

3C 包装に対する含有管理物質（続き）

11. ホウ酸		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	ベニア板／圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材・綿およびその他の植物由来の材料中の難燃剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
12. 四ホウ酸二ナトリウム無水物		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
四ホウ酸二ナトリウム	1330-43-4	ベニア板／圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤
四ホウ酸二ナトリウム五水和物	12179-04-3	
四ホウ酸二ナトリウム十水和物(ほう砂)	1303-96-4	
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
13. 七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	ベニア板／圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
14. フタル酸ジヘプチル(DIHP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジヘプチル(DIHP)	71888-89-6	可塑剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		
15. フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)	68515-42-4	可塑剤
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006(第 7 条 2 項、第 33 条)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

3C 包装に対する含有管理物質（続き）

16. [4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名 C.I. ベイシックバイオレット 3）		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
[4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名 C.I. ベイシックバイオレット 3）	548-62-9	プラスチックの染料、塗料の染料
対象範囲： ①包装材品目中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC)No1907/2006 関連(ECHA Registry of Intentions 2010 年 10 月 25 日)		

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

＜参考 製品環境影響物質一覧表＞

	製品				包装			REACH ^{*1} 認可対象候補物質
	2A 使用禁止物質	2B 使用制限物質	2C 含有管理物質	RoHS 指令	3A 包装に対する 使用禁止物質	3B 包装に対する 使用制限物質	3C 包装に対する 含有管理物質	
ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類	1			○	1*ii			
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類	2			○	2*ii			
ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類および特定代替品	3				3			
ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類	4				4			
ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 3 以上)	5				5			
トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	6				6			○
三置換有機スズ化合物	7				7			
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	8				8			
短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)	9				9			○
オゾン層破壊物質	10							
カドミウム及びその化合物	11			○				
六価クロム化合物	12			○	10			
鉛およびその化合物	13			○				
水銀およびその化合物	14			○				
アスベスト類	15				11			
パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)	16				12*ii			
フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC) 類	17							
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	18				13			
ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	19				14			
ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂					15*ii			
ポリ塩化ビニル			3		15			
塩化コバルト (CoCl ₂)			17		16			○
ヒ素化合物					17			
臭化メチル					18			
ジブチルスズ化合物 (DBT)	20				19			
ジオクチルスズ化合物 (DOT)	21				20			
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)		1*ii				1*ii		
酸化ベリリウム (BeO)			1					
ニッケル			2					
臭素系難燃剤 (PBB 類, PBDE 類, および HBCDD を除く)			4					
フタル酸ジイソノニル (DINP), フタル酸ジイソデシル (DIDP), フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)			5					
放射性物質			6					
ホルムアルデヒド			7				1	
過塩素酸塩			8					
五酸化二ヒ素			9				2	○
三酸化二ヒ素			10				3	○
ヒ酸トリエチル							4	○

添付資料 2 「製品環境影響物質リスト」

＜参考 製品環境影響物質一覧表＞（続き）

	製品				包装			REACH ^{*i} 認可対象候補物質
	2A 使用禁止物質	2B 使用制限物質	2C 含有管理物質	RoHS 指令	3A 包装に対する 使用禁止物質	3B 包装に対する 使用制限物質	3C 包装に対する 含有管理物質	
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体			11				5	○
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)			12				6	○
フタル酸ジブチル(DBP)			13				7	○
フタル酸ブチルベンジル(BBP)			14				8	○
フタル酸ジイソブチル(DIBP)			15				9	○
リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)			16				10	○
アルミノ珪酸塩, 耐火セラミック繊維			18					○
ジルコニアアルミノ珪酸塩, 耐火セラミック繊維			19					○
ホウ酸			20				11	○
四ホウ酸二ナトリウム無水物			21				12	○
七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)			22				13	○
フタル酸ジヘプチル(DIHP)			23				14	○
フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)			24				15	○
[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名 C.I. ベイシックバイオレット 3)			25				16	*iii

*i JIG-101 と JIG-201（本基準書発行時点では未公開）の「JIG 報告すべき物質リスト」に記載された化学物質であり、REACH 認可対象候補物質は網羅していません

*ii JIG-101 と JIG-201（本基準書発行時点では未公開）の「JIG 報告すべき物質リスト」には記載されていませんが、キャノンが独自で追加した化学物質です

*iii ECHA Registry of Intentions 2010 年 10 月 25 日